

I. 投信総合取引規定

第1章 投信総合取引

1. (規定の趣旨)

(1) この規定は、株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）で取り扱う投資信託受益証券（以下「受益証券」という。）または投資信託受益権（以下「受益権」といい、受益証券と受益権をあわせて、以下「受益権等」という。）に関する募集・買付（以下「買付」という。）および解約の申込の取次、ならびに買取等に関する取引（以下「投資信託取引」という。）のうち投信振替取引、保護預り取引、外国投資信託取引もしくは累積投資取引またはそれらを組み合わせた取引およびそれらに付随する業務（以下「投信総合取引」という。）について、お客さまと当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(2) お客さまは、この規定の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において当行との取引をされるものとします。

2. (投信総合取引)

(1) お客さまは、この規定に基づいて、次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。

- ① 第2章に定める投資信託取引
- ② 第3章に定める投信振替取引
- ③ 第4章に定める保護預り取引
- ④ 第5章に定める外国投資信託取引
- ⑤ 第6章に定める累積投資取引

(2) お客さまが当行でお取引できる受益権等は、当行が定める銘柄（以下「取扱商品」という。）に限り、取扱商品以外の銘柄にかかわる注文やお預かり等の取引はできません。

3. (申込方法等)

(1) お客さまは、以下の8項目をご理解いただいた上で投信総合取引の申込をされるものとします。また、投資信託の買付に際しては、この規定およびその他の当行の取引関連諸規定ならびに各受益権等の商品毎に作成された目論見書等を受領し、商品説明を受け、その内容を確認の上、自らの判断と責任において買付申込をされるものとします。

- ① 投資信託は、金融機関の預金（債券）ではありません。
- ② 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ③ 投資信託は、元本を保証するものではありません。
- ④ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入いただいたお客さまが負うことになります。
- ⑤ 銀行で購入した投資信託は、投資者保護基金による支払の対象ではありません。
- ⑥ 投資信託の設定・運用は投資信託の委託者（以下「投資信託委託会社」という。）が行い、当行が行うものではありません。
- ⑦ 投資信託は、組入有価証券等の価格変動、為替相場の変動、発行体の信用状況の変化等により投資元本を割り込むことがあります。
- ⑧ 投資信託には、クローズド期間等換金に制限が設けられている場合があります。

(2) お客さまは、当行所定の申込書に必要事項をご記入のうえ記名押印（または署名）され、これを当行の本・支店に提出することによって投信総合取引を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り、投信総合取引を開始することができます。（以下、お客さまが申込みを行った当行の本・支店を「取引店」という。）

なお、当行が投信総合取引の申込みを承諾したときは、お客さまにその旨を通知いたします。

(3) 第6章に定める累積投資に係る受益権等については、受益証券の場合はすべて保護預りとし、受益権の場合はすべて投信振替決済口座による取扱いとさせていただきます。

(4) お客さまが上記(2)の申込をされる場合には、当行が別途定める場合を除き、第7章に定める指定預金口座をお届出いただきます。指定預金口座とは、当行がお客さまからお支払いいただく投信総合取引に係る金銭を、下記5.6. に従い引落す取扱い、および当行がお客さまに支払う金銭を下記5.7. に従い支払う取扱いを行うためにお客さまからあらかじめ指定していただく当行の本・支店における預金口座（以下「指定預金口座」という。）のことをいいます。

(5) 投信総合取引が継続している場合には、お客さまから指定預金口座を解約することは原則できません。

4. (届出事項)

(1) 上記3. (2)の当行所定の申込書に使用された印影（または署名）および記載された名称、代表者、代理人、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）等をもって、お届出の印鑑（または署名鑑）、名称、代表者、代理人、住所、共通番号等とします。ただし、お届出の印鑑（または署名鑑）は、取引店にお届出の共通印鑑と同一の印章（または署名）に限り（取引店がBANK支店の場合には、BANK支店取引規定その他の当行が別途定めるところによります。）。

(2) ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店にお届出ください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店にお届出ください。

③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、上記①および②と同様にお届出ください。

④ 上記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ください。

⑤ 上記①から④までのお届出の前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(3) お客さまは、番号法その他の関係法令等の定めに従って、番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認等を行わせていただきます。

第2章 投資信託取引

5. (受益権等の買付申込)

- (1) 上記3.により投信総合取引の開始後、お客さまが受益権等の買付を希望される際には、各受益権等の商品毎に定められた時期・方法に従い、募集・買付(追加設定)申込書その他の受益権等の買付に係る申込書(以下本章において「買付申込書」という。)を含む当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書に印字された必要事項をご確認の上、届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)され、取引店にご提出ください。
- (2) お客さまからの受益権等の買付のお申込を受け付けるにあたり、事前に当該受益権等の商品毎に作成された目論見書等を受領されていることを当行所定の方法により確認させていただきます。目論見書等の受領の確認ができなかったときはお申込の受付ができません。

6. (取次の停止)

次のいずれかに該当する場合には、買付または解約の申込の取次を一時停止することができるものとします。

- (1) 投資信託委託会社が、当該受益権等の財産資金管理を円滑に行うため、買付(設定)または解約を停止した場合
- (2) 投資信託委託会社の免許取消もしくは営業譲渡等または受益権等の投資信託約款または目論見書に定められた投資信託の受託者(以下「受託信託会社」という。)の辞任等により、当該受益権等の買付(設定)または解約が停止されている場合
- (3) 災害、事変等、不可抗力と認められる事由により、当行が受付または取次を行うことができない場合
- (4) その他当行がやむを得ない事情により受付または取次を停止せざるをえないと判断した場合

7. (金銭の払込)

- (1) お客さまは、買付申込書を当行に提出して買付の申込を行い、当行所定の方法により申込日にその買付代金または概算金額(以下本章において「払込金」という。)を払込むものとします。ただし、当行が別に定める場合を除きます。

買付代金とは、金額指定の方法によるお申込の場合に、お支払いいただく金額(手数料および諸費用等を含む。)とします。

概算金額とは、口数指定の方法によるお申込の場合で、受注時に買付価額が確定していないときには、申込口数に応じ、当該商品の直近の確定した基準価額から算出した価額(手数料および諸費用等を含む。)に105%を乗じた価額相当の金額(ただし、1000円未満を切り上げて計算いたします。)または当行が合理的に定める基準に基づく金額とします。なお、お申込にあたり受領した金銭に対しては付利いたしません。

- (2) 払込金が、下記(4)の買付価額に不足する場合には、お客さまは直ちにお支払いください。払込金につき下記(4)の買付価額と精算して余剰が出た場合には、第7章の定めに従い指定預金口座に余剰金額を入金いたします。
- (3) 当行は、下記56.の方法により指定預金口座から上記(1)の払込金相当額または上記(2)の不足相当額を引落とし、当該払込金または当該不足額に充当するものとし、お客さまはこ

れを承諾されたものとします。

- (4) 本章において、買付価額とは、各受益権等の商品毎の目論見書等により算出した買付に係る代金に、当行所定の手数料および諸費用等を加えた額とします。

8. (買付方法、時期および価額)

- (1) 当行は、当行が別に定める場合を除き、上記5. の買付申込および上記7. の金銭の払込があったときに、遅滞なく、当該受益権等の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に取次の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客さまの買付申込の意思が確認できない場合には、当行は受け付けた買付申込がなかったものとして取り扱うことができるものとします。なお、この規定において「営業日」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

- (2) 当行は、各受益権等の商品毎の代金を当行所定の時期にお客さまに代わって、当該受益権等の投資信託委託会社に支払います。

9. (保護預り、返還、換金、解約、償還金、収益分配金の取扱い等)

- (1) 上記5. から8. によって買付けた受益権に係る振替、換金、解約等の手続については、第3章に定めるところによるものとします。

- (2) 上記5. から8. によって買付けた受益証券に係る保護預り、返還、換金、解約等の手続については、第4章に定めるところによるものとします。

- (3) 上記5. から8. によって買付けた受益権等に係る償還金の受取りについては、第3章、第4章、第6章ならびに第7章その他の定めに従います。

- (4) 上記5. から8. によって買付けた受益権等に係る収益分配金について、当行は、銘柄毎に、以下の各号のいずれかまたは双方のコースを取り扱います。

① 分配金受取コース（当行がお客さまに代わって受取り、第7章の定めに従って支払う方法をいいます。以下同じ。）

② 分配金再投資コース（当行がお客さまに代わって受取り、第6章の定めに従って再投資を行う方法をいいます。以下同じ）

- (5) 上記5. から8. によって受益権等の買付を行うにあたり、当行所定の銘柄に関しては、分配金受取コースまたは分配金再投資コースを選択していただくことができます。

- (6) 当行所定の銘柄に関しては、お客さまが選択された「分配金受取コース」を「分配金再投資コース」に変更すること、または「分配金再投資コース」を「分配金受取コース」に変更することができるものとします（これらの変更を以下「分配金コース変更」という。）。お客さまが分配金コース変更を希望される場合には、当行所定の書面を提出する等当行所定の手続によりお申し出ください。当該手続をお取りいただき、当行において当該変更に必要な手続が完了した時以降、当該変更がなされるものとします。

10. (買取)

- (1) 当該受益権等の投資信託約款または目論見書で定められ、かつ当行がやむを得ないと認めた場合に限り、当行は当該受益権等の買取申込を受付けます。

- (2) 上記(1)により、買取の申込をされる場合には、当行所定の時限までに当行所定の申込書に

必要事項を記入し、または当行所定の申込書に印字された必要事項を確認の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当行所定の必要書類を添付のうえ、取引店に提出してください。

- (3) 当行が買取を承諾したときは、当行は当該受益権等を取得します。なお、当該受益権等が受益証券であり、当該受益証券が投信保護預り口座（下記16.によりお客さまが当行に開設した投信保護預り口座を、以下「投信保護預り口座」という。）に保管されている場合は、当行がお客さまに代わって投信保護預り口座より当該受益証券を引き出します。また、当該受益権等が受益権である場合は、当該受益権については、この規定、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」という。）、株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程および別途定める当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」ならびにこれらに関連する諸規則・諸規定（あわせて、以下「振替決済関連法令等」という。）の定めに従って取り扱います。
- (4) 当行が買取を承諾したときは、当行所定の買取単価に買取口数を乗じた金額から、当行所定の手数料および諸費用等を差引いた残額を第7章の定めに従い指定預金口座に入金いたします。

第3章 投信振替取引

11. (申込方法)

お客さまは、当行が別途定める「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づき当行に投信振替決済口座（お客さまが当行に開設した当該投信振替決済口座を、以下「投信振替決済口座」という。）を開設された場合に限り、投信振替取引を開始することができます。なお、この規定において投信振替取引とは、投信振替決済口座に記載もしくは記録される受益権についての買付、解約、買取、換金およびこれらに関連する投信振替決済口座における記載、記録、振替等に関する取引ならびにそれらに付随する業務をいうものとします。

12. (振替決済受益権の範囲)

- (1) 当行は、お客さまが受益権についての権利を有するものに限り、本章の定めに従って振替等の手続きを行います。ただし、当行は、前記の受益権についても、相当の理由があるときには振替等をお断りすることがあります。
- (2) 受益権は、振替決済関連法令等に定めるところにより投信振替決済口座に記載または記録され、取り扱われるものとします。
- (3) 本章の定めに従って記録または記載した受益権を「振替決済受益権」といいます。

13. (振替決済受益権の換金)

- (1) お客さまが、振替決済受益権の全部または一部の解約または買取による換金（以下「換金」という。）をご請求される際には、当行所定の方法でその旨を取引店にお申し出いただき、当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書に印字された必要事項をご確認の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され取引店にご提出ください。お客さまが、振替決済受益権の全部または一部の解約による換金をご請求された場合には、当行は、遅滞なく、解約申込を投資信託委託会社に取次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に取次の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客さまの換金申込の意思

が確認できない場合には、当行は受け付けた換金申込がなかったものとして取り扱うことができますものとしします。

(2) 当行は、上記(1)の換金申込のあった振替決済受益権に係る目論見書等で定める方法に従い算出した価額により当該振替決済受益権を換金のうえ、当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金額を、第7章の定めに従い支払うものとしします。

(3) クローズド期間のある振替決済受益権について、当該クローズド期間中の換金は、原則としてできません。ただし、各目論見書等に定める事由に該当する場合に限り、当行所定の手続に従い行います。

1 4. (償還金等の取扱い)

振替決済受益権の償還金等(収益分配金等の果実および償還金をいう。以下同じ。)の支払がある場合は、振替決済関連法令等に従い、当行がお客さまに代わって受け取り、第7章の定めに従い支払います。ただし、当行所定の銘柄につき、第6章の定めに従い収益分配金の再投資を行う場合は、第6章の定めに従うものとしします。

1 5. (投信振替取引に係る契約の解約等)

(1) 投信振替取引に係る契約の契約期間は、投信振替決済口座に関する契約の契約期間と同一とし、投信振替決済口座に関する契約が更新されないときまたは解約その他の事由により終了したときに解約されるものとしします。この場合、振替決済関連法令等に定めるところに従い、当行所定の手続をお取りください。ただし、当行所定の期間については、投信振替決済口座に関する契約または投信振替取引に係る契約の解約をすることはできません。

(2) 上記(1)により、投信振替取引に関する契約が解約された場合で、第4章による保護預り取引に係る契約も同時に解約されたときまたは解約その他の事由により終了しているとき(第4章による保護預り取引に係る契約が締結されていなかった場合を含む。)は、第2章に定める投資信託取引、第5章に定める外国投資信託取引および第6章に定める累積投資取引に係る契約も同様に解約されるものとしします。

第4章 保護預り取引

1 6. (申込方法)

受益証券については、当行に対し投信保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受付けます。お客さまは、当行所定の投信保護預り口座設定申込書に必要事項をご記入の上、届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)され、これを取引店に提出することによって保護預り口座の開設を申し込まれるものとし、当行が承諾した場合に限り、保護預り取引を開始することができます。

1 7. (保護預り証券の範囲)

(1) 当行は、当行で取り扱っている受益証券(第6章で定める累積投資に係るものを除く。以下本章において同じ。)に限り、本章の定めに従ってお預りします。ただし、当行は、前記の受益証券についても、相当の理由があるときには保護預りをお断りすることがあります。

(2) 本章の定めに従ってお預りした受益証券を「保護預り証券」といいます。

1 8. (保護預り証券の口座取扱い)

保護預り証券は、すべて上記1 6.により開設した投信保護預り口座によって保管します。

19. (保護預り証券の保管方法および保管場所)

当行は、保護預り証券について顧客資産の分別保管に関する法令の定めに従って次のとおりお預りします。

- (1) 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客さまの同銘柄の受益証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」という。）できるものとします。
ただし、記名式受益証券については、この限りではありません。
- (2) 上記(1)による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。
- (3) 当行は、保護預り証券を当行名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他金融機関に再寄託することがあります。

20. (混蔵保管に関する同意事項)

上記19.により混蔵保管する保護預り証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

- (1) 保護預り証券の数または額に応じて、保護預り証券と同銘柄の受益証券に対し、共有権または準共有権を取得すること。
- (2) 当行が新たに受益証券の保護預りを受付けるとき、または保護預りされている受益証券の返還の請求を受付けるときは、受益証券の保護預りまたは返還について、同銘柄の受益証券を保護預りしている他の預け主との協議を要しないこと。

21. (手数料)

当行は保護預り証券の保管について当行所定の手数料を申し受けることがあります。

22. (預入れおよび返還)

- (1) 受益証券を預入れるときは、当行所定の申込書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、取引店にご提出ください。
- (2) 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨を取引店に申し出のうえ、返還の際にお客さまが当行所定の受取書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、取引店にご提出の上、保護預り証券をお引き取りください。ただし、当行所定の期間については、保護預り証券の返還をすることはできません。
- (3) 保護預り証券は、お客さまがお引き取りになるまでは、本章の定めにより当行がお預りしているものとします。

23. (保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

当行は、次のいずれかに該当する場合は、上記22. (2)の手続をまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- (1) 当行に保護預り証券の解約または買取を請求される場合
- (2) 当行が下記26.により保護預り証券の償還金を受け取る場合
- (3) 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

24. (保護預り証券の換金)

- (1) お客さまが、保護預り証券の全部または一部の換金をご請求される際には、当行所定の方法でその旨を取引店にお申し出いただき、当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の

申込書に印字された必要事項をご確認の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され取引店にご提出ください。お客さまが、保護預り証券の全部または一部の解約による換金をご請求された場合には、当行は、遅滞なく、解約申込を投資信託委託会社に取次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に取次の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客さまの換金申込の意思が確認できない場合には、当行は受け付けた換金申込がなかったものとして取り扱うことができるものとします。

(2) 当行は、上記(1)の換金申込のあった保護預り証券に係る目論見書等で定める方法に従い算出した価額により当該保護預り証券を換金のうえ、当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金額を、第7章の定めに従い支払うものとします。

(3) クローズド期間のある保護預り証券について、当該クローズド期間中の換金は、原則としてできません。ただし、各目論見書等に定める事由に該当する場合に限り、当行所定の手続に従います。

2 5. (残高の通知)

(1) 当行は、保護預り証券について、残高照合のための報告を行います。

(2) 上記(1)の報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより原則四半期に1回以上残高照合のため報告内容を含めて行いますので、その内容にご不審の点があるときは、取引残高報告書記載の連絡先に速やかに連絡してください。なお、残高がなく、前回報告時から取引のないお客さまにつきましては、上記(1)の報告は行いません。

2 6. (償還金等の取扱い)

保護預り証券の償還金等の支払がある場合は、当行がお客さまに代わって受け取り、第7章の定めに従い支払います。ただし、当行所定の銘柄につき、第6章の定めに従い収益分配金の再投資を行う場合は、第6章の定めに従うものとします。

2 7. (保護預り取引の解約等)

(1) この保護預り取引に係る契約および保護預り口座は、お客さまからのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨を当行にお申し出のうえ、当行所定の受取書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、取引店にご提出の上、保護預り証券をお引き取りください。下記5 9. (1)によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

ただし、当行所定の期間については、この契約および保護預り口座の解約をすることはできません。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの保護預り取引に係る契約および保護預り口座を解約することができるものとします。下記5 9. (1)による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客さまについて相続の開始があったとき
- ② お客さまがこの規定に違反したとき
- ③ お客さまが手数料等当行に対する債務を支払わないとき

- ④ お客さまの転居先不明その他やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (3) 上記(1)または(2)により、保護預り取引に係る契約が解約された際には、当行所定の時期、方法により保護預り証券または金銭の返還を行ないます。保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当行の定める方法により、お客さまのご指示に従って換金を行なった上、当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭を、第7章の定めに従い支払うことにより、返還に代えるものとします。また、保護預り証券を返還する場合には、お客さまがお引き取りになるまでは、本章の定めにより当行がお預りしているものとします。この場合、お客さまによる引き取り手続きが遅延したときは、当行所定の手数料を申し受けることがあります。
- (4) 上記(2)により、保護預り取引に係る契約が解約された場合の手続きに際しては、当行は相当の期間を置き、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (5) 上記(1)または(2)により、保護預り取引に係る契約が解約されたことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (6) 上記(1)または(2)により、保護預り取引に係る契約が解約された場合で、投信振替取引に関する契約も同時に解約されたときまたは解約その他の事由により終了しているとき（投信振替取引に係る契約が締結されていなかった場合を含む。）は、第2章に定める投資信託取引、第5章に定める外国投資信託取引および第6章に定める累積投資取引に係る契約も同様に解約されるものとします。

第5章 外国投資信託取引

28. (適用範囲)

外国投資信託に係る受益証券（以下「外国投資信託受益証券」という。）に関する投資信託取引（以下「外国投資信託取引」という。）については、本章の定めるところにより取り扱います。本章に別段の定めがないときは、他の章に定めるところにより取り扱います。なお、本章において、「買戻」は受益証券の解約による換金を指すものとし、他の章における受益証券の解約による換金についての記載は本章において「買戻」を指すものとします。

29. (外国投資信託取引にかかる口座を通じた取扱い)

外国投資信託取引にかかる金銭の授受は、邦貨建をもって行うこととし、下記56. および下記57. の方法により行います。なお、金銭の授受にあたり邦貨に換算する必要がある場合には、当行所定の換算レートによって計算するものとします。また、外国投資信託受益証券は、国内の受益証券と同一の保護預り口座に保管します。

30. (遵守すべき事項)

お客さまは、当行との間で行う外国投資信託取引に関しては、国内の諸法令、日本証券業協会の定める諸規則、決定事項および慣行のうち、当該外国投資信託受益証券の売買に関連する条項に従うとともに、当該外国投資信託受益証券の発行会社の国内の諸法令および慣行等に関し、当行から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

31. (申込方法)

外国投資信託取引の申込については、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、届出の印章

(または署名)により記名押印(または署名)され、取引店にご提出ください。

3 2. (申込の執行地および執行方法の指示)

外国投資信託受益証券の買付または買戻等の取引種類や申込の執行地および執行方法については、当該外国投資信託の関係国の諸法令および慣行ならびに目論見書に従い、当行が応じ得る範囲内でお客さまがあらかじめ指示される所により行います。

3 3. (申込の日時)

外国投資信託受益証券の買付または買戻の申込については、時差等の関係から受注の日時と約定日時とがずれることがあります。

3 4. (受渡日等)

外国投資信託受益証券の受渡は、約定日から起算して4営業日目以降で当行が定める日を受渡期日としてその受渡を行います。ただし、累積投資の方法による場合は、別途取り決めることができるものとします。

3 5. (手数料等)

(1) 外国投資信託受益証券の買付もしくは買戻の注文または買取の申込の執行に関する手数料および支払期日等は、次に定めるところによります。

①外国における取引については、当該外国投資信託所定の手数料および買付または買戻の取次地所定の有価証券取引税その他の賦課金等を、上記3 4. に定める受渡日までにお客さまが当行に支払われるものとします。

②国内における店頭取引については、当該外国投資信託所定の手数料相当額および国内の税その他の賦課金等を、上記3 4. に定める受渡日までにお客さまが当行に支払われるものとします。

(2) お客さまのご指示により特別の扱いを行ったときは、お客さまにこれに要した実費をご負担いただくものとし、当行はこれを指定預金口座から自動引落しの方法にて引落しを行います。

3 6. (保護預り)

保護預り証券の取扱いについては、第4章に定めるほか、次に定めるところにより取り扱います。

(1) 保護預り証券は、混蔵保管します。

(2) 保護預り証券は買付が行われた国の保管機関において再寄託し、当該国の諸法令および慣行に従って保管します。

(3) 保護預り証券について名義人を登録する必要がある場合は、上記(2)の保管機関または当該保管機関の指定する者を名義人として扱います。

(4) 保護預り証券について、保管替えまたは返還を必要とするときは、上記(2)の保管機関のある国の諸法令および慣行にしたがって、所定の手続きを経て取り扱います。

3 7. (選別基準に適合しなくなった場合の取扱い)

外国投資信託受益証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当行は当該外国投資信託受益証券の買付申込の受付を中止します。この場合においても、お客さまのご希望により、当行はお客さまが買付をされた当該外国投資信託受益証券の買戻の注文を取次ぎます。

3 8. (保護預り証券に関する権利の取扱い)

保護預り証券に関する権利については、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 償還金等の受領に際し、当行が保護預り証券の発行された国内の諸法令または慣行等により手数料および諸費用等を徴収されたときは、当該手数料等はお客さまのご負担とし、当該償還金等から差し引く等の方法によりお支払いいただきます。
- (2) 保護預り証券に関し、何らかの権利が付与される場合は、その性質上可能な限りすべて売却し、その売却代金を上記(1)に準じて取り扱います。
- (3) 受益者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、お客さまのご指示に従います。ただし、お客さまが指示されない場合には、当行は議決権の行使または異議の申立てを行いません。

39. (諸通知)

- (1) 当行は、保護預り証券に関し、お客さまの届出の住所あてに次の事項について通知します。
 - ①受益者であるお客さまの地位に重大な変化を及ぼす事実があったこと
 - ②償還金等の受領
 - ③重要な受益者集会の議案
- (2) 上記(1)の通知のほか、当行が外国投資信託受益証券の発行者から保護預り証券についての決算に関する報告書その他の書類を受領したときは、これをお客さまに送付します。ただし、決算に関する報告書その他の種類の内容が新聞に公告された場合は、お客さまがご希望された場合を除いて送付しません。

40. (外国投資信託受益証券発行会社からの諸通知等)

- (1) 外国投資信託受益証券の発行者から交付される通知書または資料等は、当行に到達した日から3年間保管し、お客さまの閲覧に供します。ただし、お客さまが送付をご希望された場合は、お客さまの届出の住所あてに送付します。
- (2) 上記(1)のただし書または上記39. (2)により、お客さまあてに書類を送付したときは、お客さまはこれに要した実費をご負担いただくものとし、当行はこれを指定預金口座から自動引落しの方法にて引落しを行います。

第6章 累積投資取引

41. (累積投資取引)

- (1) 本章は、お客さまと当行との間の累積投資取引に関する取り決めです。当行は、本章の定めに従って、お客さまと当行で取り扱う累積投資銘柄（以下「累投銘柄」という。）について累積投資取引（以下「累積投資取引」という。）を開始するものとします。
- (2) 累積投資とは、あらかじめ定められた方法によりお客さまが当行に預け入れた預金、収益分配金等の金銭を対価として投資信託の設定の注文を行い、当該受益証券または受益権を取得することをいいます（以下累積投資における累投銘柄の当該受益証券を「累投受益証券」、当該受益権を「累投受益権」といい、これらを総称して「累投受益権等」という。）。
- (3) 本章において定義のない用語で、累投銘柄に係る累積投資規定または当行が別途定める「投信積立規定」に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

42. (累積投資取引の申込)

- (1) お客さまは、当行所定の手続に従って投信総合取引申込書（累積投資取引申込書も含む。）を

当行に提出することにより包括的な累積投資の申込を行うものとします。

- (2) 累積投資のうち収益分配金の再投資を行う累投銘柄の累投受益権等の買付または分配金受取コースから分配金再投資コースへの変更をご希望される際には、累投銘柄毎に定められた時期・方法に従い、募集・買付（追加設定）申込書その他の受益権等の買付に係る申込書（以下本章において「買付申込書」という。）等を含む当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書等に印字された必要事項をご確認の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、これを取引店にご提出ください。買付申込書またはその他当行所定の申込書等の提出により、当該累投銘柄に係るお客さまの累積投資取引開始の申込みがなされたものとします。
- (3) 累積投資のうち投信積立については、当行所定の時期・方法に従い、投信積立申込書等を含む当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書等に印字された必要事項をご確認の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、これを取引店にご提出ください。投信積立申込書またはその他当行所定の申込書等の提出により、累投銘柄のうち指定投資信託の銘柄に係るお客さまの投信積立の開始の申込みがなされたものとします。
- (4) 上記（１）の投信総合取引申込書の提出をいただくにあたり、または当行所定のときに、当行は当該累投銘柄に係る累積投資規定その他関連規定をお渡しいたします。

4 3. （取次の停止）

次のいずれかに該当する場合には、累投受益権等の買付または解約の申込の取次を一時停止することができるものとします。

- (1) 投資信託委託会社が、当該受益権等の財産資金管理を円滑に行うため、買付（設定）または解約を停止した場合
- (2) 投資信託委託会社の免許取消もしくは営業譲渡等または受託信託会社の辞任等により、当該受益権等の買付（設定）または解約が停止されている場合
- (3) 災害、事変等、不可抗力と認められる事由により、当行が受付または取次を行うことができない場合
- (4) その他当行がやむを得ない事情により受付または取次を停止せざるをえないと判断した場合

4 4. （金銭の払込）

- (1) お客さまは、買付申込書を当行に提出して買付の申込を行い、当行所定の方法により申込日にその買付代金または概算金額（以下本章において「払込金」という。）を払込むものとします。ただし、当行が別に定める場合を除きます。
- (2) 払込金が下記（４）の買付価額に不足する場合には、お客さまは直ちにお支払いください。払込金につき下記（４）の買付価額と精算して余剰が出た場合には、第 7 章の定めに従い指定預金口座に余剰金額を入金いたします。
- (3) 当行は、下記 5 6. の方法により指定預金口座から上記（１）の払込金相当額を引落とし、当該買付代金に充当するものとし、お客さまはこれを承諾されたものとします。
- (4) 本章において、買付価額とは、各累投受益権等の商品毎の目論見書等により算出した買付に係る代金に、当行所定の手数料および諸費用等を加えた額とします。

4 5. （買付方法、時期および価額）

- (1) 当行は、各累投銘柄に係る累積投資規定に従い、遅滞なく、当該累投受益権等の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に取次の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客さまの買付申込の意思が確認できない場合には、当行は受け付けた買付申込がなかったものとして取り扱うことができるものとします。
- (2) 当行は、各累投受益権等の商品毎に定める代金を当行所定の時期にお客さまに代わって、当該累投受益権等の投資信託委託会社に支払います。

4 6. (保管方法)

- (1) 上記 4 5. (1) によって買付けられた累投受益証券は、すべて投信保護預り口座に保護預りとしてお預りし、当行所定の場所に、大券をもって、他のお客さまの同銘柄の受益証券と混蔵して保管いたします。ただし、記名式受益証券については、この限りではありません。また、上記 4 5. (1) によって買付けられた累投受益権は、すべて、振替決済関連法令等に定めるところにより投信振替決済口座に記載または記録され、取扱いがなされるものとします。
- (2) 累投受益証券の保護預りに係る保管方法については、その他上記 1 9. (3)、2 0. および 2 1. を準用します。
- (3) 累投受益権等の振替等については、その他上記 1 2. を準用します。

4 7. (収益分配金の再投資)

上記 4 6. (1) に基づき保管または管理する累投受益権等のうち収益分配金の再投資を行う累投銘柄の収益分配金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、各累投銘柄に係る累積投資規定等に従い当該累投受益権等につき買付申込の取次を行います。

4 8 (償還金の取扱い)

上記 4 6. に基づき保管または管理する累投受益権等の償還金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、第 7 章の定めに従い支払います。

4 9. (累投受益権等の返還または換金)

- (1) お客さまが累投受益証券の返還をご請求される際には、当行所定の方法でその旨を取引店にお申し出ください。当行は、各累投銘柄に係る累積投資規定で定める方法に従い算出した価額により各累投受益証券を上記 2 4. に従い換金のうえ、当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭を、第 7 章の定めに従い支払うことにより、返還に代えるものとします。
- (2) お客さまが累投受益権の換金をご請求される際には、当行所定の方法でその旨を取引店にお申し出ください。当行は、各累投銘柄に係る累積投資規定で定める方法に従い算出した価額により各累投受益権を上記 1 3. に従い換金のうえ、当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭を、第 7 章の定めに従い支払います。
- (3) クローズド期間のある累投銘柄について、当該クローズド期間中の累投受益証券の返還または累投受益権の換金は原則としてできません。ただし、各目論見書に定める事由に該当する場合に限り、当行所定の手続に従い行います。

5 0. (残高の通知)

累投受益証券の残高の通知については上記 2 5. を準用します。また、累投受益権の残高の通知については、振替決済関連法令等に定めるところにより行います。

5 1. (定期返還)

お客さまは、別に定めるところにより、当行で取り扱う累投受益権等のうち、当行が定める累投銘柄に限り、上記 4 9. に定めるところに従って定期的返還または換金を受ける契約を当行と締結することができます。

5 2. (累積投資の解約等)

(1) 各累積投資取引に係る契約は、当行所定の方法によるお客さまからのお申し出により解約することができます。解約するときには、当行所定の申込書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店にご提出ください。当行は、遅滞なく、累投受益権等の解約申込を投資信託委託会社に取次ぎます。下記 5 9. (1) によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。届出の印章を失った場合の解約は、このほか下記 6 2. に準じて取り扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの累積投資取引に係る契約を解約することができるものとします。また、下記 5 9. (1) による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① 累投受益権等がすべて償還されたとき
- ② お客さまについて相続の開始があったとき
- ③ お客さまがこの規定に違反したとき
- ④ お客さまが手数料等当行に対する債務を支払わないとき
- ⑤ 当行が累積投資業務を営むことを止めたとき
- ⑥ お客さまの転居先不明その他やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(3) 上記 (1) または (2) により、累積投資取引に係る契約が解約された際には、当行所定の時期、方法により、累投受益証券をお客さまに返還し、累投受益権については換金します。なお、この手続は、上記 4 9. に準じて行います。ただし、分配金再投資コースから分配金受取コースへ変更する場合、当該累投銘柄についての累積投資取引に関する契約は解約されることとなりますが、本項の適用はされないものとします。

(4) 上記 (2) により、累積投資取引に係る契約が解約された場合の手続きに際しては、当行は相当の期間を置き、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(5) 上記 (1) および (2) により、累積投資取引に係る契約が解約されたことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(6) 上記 (1) および (2) の定めにかかわらず、累投銘柄毎に定める当行所定の期間中は、当該累投銘柄の累投受益証券の返還もしくは累投受益権の換金の請求または累積投資取引に係る契約の解約をすることはできません。

5 3. (その他)

累投銘柄の累積投資規定の定めは、本章の定めにより優先して適用されるものとします。また、累積投資のうち投信積立に係る投信積立規定の定めは、累積投資規定および本章の定めにより優先して適用されるものとします。

第7章 指定預金口座

5 4. (指定預金口座の届出)

- (1) 上記3. (4)に関し、当行所定の申込書により、原則として上記4. (1)による印鑑をお届出いただいている取引店の当座預金口座もしくは普通預金口座またはBANK支店の普通預金口座を指定預金口座としてお届出ください。ただし、お客さま名義の預金口座に限ります。
- (2) 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の変更届によってお届出ください。ただし、変更後の口座は、当行の本・支店におけるお客さま名義の預金口座で、上記4. (1)による印鑑をお届出いただいている取引店の当座預金口座もしくは普通預金口座またはBANK支店の普通預金口座に限ります。

5 5. (指定預金口座の確認)

上記5 4. により指定預金口座の指定または変更の届出があったときは、速やかに届出の写をお渡ししますので、その記載内容をご確認のうえ、保管してください。

5 6. (金銭の引落とし)

- (1) 上記7. に定める受益権等の払込金および当該払込金が上記7. (4)の買付価額に不足する場合の不足額ならびに上記4 4. に定める累投受益権等の払込金および当該払込金が上記4 4. (4)の買付価額に不足する場合の不足額（併せて、本章において以下「買付価額等」という。）については、当行は受益権等または累投受益権等の申込日以降、当行所定の日に当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、お客さまから当座小切手の振出しまたは通帳および払戻請求書の提出をいただかずに、指定預金口座から自動引落としの方法にて引落としを行うことができるものとします。
- (2) 上記1 3. (2)、2 4. (2)、2 7. (3)、4 9. (1)および(2)等この規定に定める税金の差し引きにつき、租税特別措置法その他の関係法令の定めまたは当行の事務手続により、差し引き不能または差し引き額の不足が生じた場合、その不足額については、当行所定の日に当座勘定規定または普通預金規定に関わらず、お客さまから当座小切手の振出しまたは通帳および払戻請求書の提出をいただかずに、指定預金口座から自動引落としの方法にて引落としを行うことができるものとします。
- (3) 同日に数件の引落としを行う場合において、その総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれかを引落すかは当行の任意とします。
また、当座勘定規定に基づく手形、小切手等による支払ならびに普通預金規定に基づく普通預金通帳および払戻請求書による支払との関係においても同様とします。

5 7. (金銭の支払い)

- (1) 当行がこの規定に基づき保護預りしている全ての受益証券または投信振替決済口座による取扱いを行っている全ての受益権の取引により、当行がお客さまに支払うべき金銭（以下「金銭」という。）は、当行所定の時期に、指定預金口座に入金することにより支払うものとします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、指定預金口座に入金できない場合には、金銭の受取に際し、当行所定の領収書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して取引店に提出してください。

5 8. (手数料)

上記57.による金銭の支払に際し、振込等を行う場合には、お客さまに当行所定の振込手数料等を負担していただくことがあります。

第8章 共通事項

59. (契約期間等)

- (1) 第2章から第6章で定める各契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、お客さままたは当行から書面による別段の申し出がされないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。
- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、第3章に定める投信振替取引および第4章に定める保護預り取引に係る契約がいずれも更新されないとき、またはこれらのいずれかの契約が更新されず、他の一方に係る契約が既に解約その他の事由により終了しているとき（他の一方に係る契約が締結されていなかった場合を含む）は、第2章に定める投資信託取引、第5章に定める外国投資信託取引および第6章に定める累積投資取引に係る契約についても、第3章に定める投信振替取引または第4章に定める保護預り取引の契約期間の満了または契約の終了に伴い、終了するものとします。

60. (反社会的勢力の排除に関する規定)

- (1) 当行との投信総合取引ならびにこれに関連する取引、契約および口座（投資信託受益権振替決済口座、投資信託特定口座および外国証券取引口座を含むが、これらに限らない。）（60.において、併せて「本件取引」という。）は、下記(2)①および②のいずれにも該当しない場合にご利用いただくことができ、下記(2)①および②の一つにでも該当する場合には、当行は本件取引の開始をお断りするものとします。
- (2) この規定に別途定めるところにかかわらず、お客さま（本件取引にかかる代理人および保証人を含み、法人の場合は当該法人の役員等を含む。以下60.において同じ。）が次の①および②の一つにでも該当した場合には、当行はいつでも本件取引を停止し、または通知することにより本件取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または後記A.からE.までのいずれか一つにでも該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する

こと

② お客さまが、自らまたは第三者を利用して後記A. からE. までのいずれか一つにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他上記A. からD. に準ずる行為

(3) 上記(2)により、本件取引が解約された際には、当行所定の時期、方法により当行がこの規定に基づき保護預りしている受益証券および累投受益証券（以下併せて「保護預り証券等」という。）、投信振替決済口座による取扱いを行なっている受益権および累投受益権（以下併せて「振替口座管理受益権」という。）または金銭の返還を行ないます。保護預り証券等のうち原状による返還が困難なものについては、当行の定める時期・方法により、換金を行なった上、当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭を、第7章の定めに従い支払うことにより、返還に代えるものとします。また、保護預り証券等を返還する場合には、お客さまがお引き取りになるまでは、この規定の定めにより当行がお預りしているものとします。振替口座管理受益権については、原則として当行の定める時期・方法により、換金を行なった上当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭を、第7章の定めに従い支払います。これらの場合、お客さまによる引き取り等の手続きが遅延したときは、当行所定の手数料を申し受けることがあります。

(4) 上記(2)により、本件取引が解約された場合の手続きに際しては、当行は相当の期間を置き、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(5) 上記(2)により、本件取引が解約されたことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

6 1. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったときまたは上記4. に定める印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の届出書その他の書面に必要事項を記載し、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）したうえ、当行所定の書類を添えてまたは「個人番号カード」の提示等当行所定の手続きをとって、取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

(3) 上記(1)による変更後は、変更後の印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、名称、代表者、代理人、住所、共通番号等とします。

(4) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送し、これらが未着で当行に返送された場合、当行は取引報告書等の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。

6 2. (印章の喪失時の取扱い)

届出の印章を失った場合には、保護預り証券等ならびに振替口座管理受益権の返還、解約の申込、買取、換金の申込、その他の取扱いについては、当行所定の手続を行った後に行います。この場合、当行は、相当の期間を置き、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

6 3. (印鑑照合)

- (1) 受取書、申込書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて受益証券の保護預り、保護預り証券等の返還、投信振替決済口座に関する記録、記載、振替等の取扱い、振替口座管理受益権の解約、買取、換金、投信総合取引に係る金銭の支払、その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 受取書、申込書等に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、受益証券の保護預り、保護預り証券等の返還、投信振替決済口座に関する記録、記載、振替等の取扱い、振替口座管理受益権の解約、買取、換金、投信総合取引に係る金銭の支払等を行わなかった場合でも、そのために生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

6 4. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の発生、電信または郵便の誤謬、遅延、保管施設の故障等当行の責めによらない事由により、受益証券の預入れ、保護預り証券等の返還、投信振替決済口座に係る振替口座簿等に関する記録、記載、振替等の取扱い、振替口座管理受益権の解約、買取、換金等の請求に直ちに应じられない場合であっても、またはこれらの取扱いにつき失効もしくは不能となった場合であっても、このために生じた損害については当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 上記（1）の事由により、保護預り証券等、投信振替決済口座に係る振替口座簿等の書類もしくは振替口座簿等の記録・記載が紛失、滅失、き損等した場合、またはこの規定に基づく受益証券もしくは受益権の買付・解約の申込の取次、買取、投信総合取引に係る金銭の支払、投信振替決済口座に関する記録、記載、振替等の取扱い等が遅延、失効もしくは不能となった場合に生じた損害についても当行はいっさい責任を負いません。
- (3) 上記（1）および（2）のほか、当行の責めによらない事由により、金銭の受渡し等投信総合取引に係る取扱いが遅延、失効または不能となったため発生した損害については、当行はいっさい責任を負いません。

6 5. (免責事項等)

- (1) 当行が第7章の定めに基づき金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害については当行はその責任をいっさい負いません。
- (2) 当行は、この規定に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

6 6. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護預り証券等もしくは投信振替決済口座に係る振替口座簿等の書類の引渡しまたは投信振替決済口座に関する記録・記載・振替等の取扱いを求められたとき、または店

舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行はいっさい責任を負いません。

6 7. (公示催告等の調査・通知)

当行は、保護預り証券等について、公示催告・除権判決の公告等についての調査および通知義務を負いません。

6 8. (期限の利益の喪失)

(1) お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知催告等がなくても、お客さまの当行に対して支払うべき債務（投信総合取引に関連して生じた債務を含むお客さまと当行との間のいっさいの取引により生じる債務をいい、以下「本債務」という。）について当然期限の利益を失い、直ちに本債務を弁済していただきます。

- ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは外国倒産処理手続承認の申立があったとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ お客さまの預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
- ④ 保護預り取引および投信振替取引に係る契約が解約されたとき

(2) 上記 2 7. (2) もしくは 5 2. (2) の各号の一にでも該当する場合、上記 6 0. により取引が解約された場合、または当行の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、当行の請求によって、本債務の期限の利益を失い、直ちに本債務を弁済していただきます。

6 9. (債務不履行の場合の措置)

(1) お客さまが本債務について履行しないときは、当行は、占有するお客さまの保護預り証券等を一般に相当と認められる方法（解約を含む）、時期、価額等により換価し、本債務の弁済に充当することができるものとします。お客さまが本債務について履行しないときは、当行は、当行に開設された投信振替決済口座に記録または記載されているお客さまの振替口座管理受益権を一般に相当と認められる方法（解約を含む）、時期、価額等により換価し、本債務の弁済に充当することができるものとします。

(2) 上記 (1) の方法により充当後なお不足額がある場合には、直ちにその不足額をお支払いいただきます。充当後お客さまに返還すべき金額がある場合には、第 7 章の定めに従い指定預金口座へ入金させていただきます。なお、本債務について当行は当行所定の遅延損害金を申し受けます。

7 0. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この契約によるお客さまのいっさいの権利（受益権等を含むがこれに限らない。）については、譲渡、質入その他第三者の権利を設定することまたは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当行所定の条件、書式、手続等により取り扱います。

7 1. (連絡事項)

当行からお客さまに対してご報告いたします取引報告書、収益分配金・償還金のご案内、取引残高報告書等について疑義がある場合は、書類到着後 1 5 日以内に当該各書類に記載の連絡先（当該各書類に連絡先に関する記載のない場合には取引店）までご連絡下さい。各書類到着後 1 5 日以内にご

連絡がない場合は、ご承認いただいたものとして取り扱わせていただきます。

7 2. (振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

有価証券の無券面化を柱とする社振法に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がこの規定に基づいてお客さまからお預りしている有価証券であって、あらかじめお客さまから同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込をいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合においては、当該振替決済口座に係るお客さまとの間の権利義務関係について、別に定めた投資信託受益権振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

7 3. (特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

社振法の施行に伴い、お客さまがこの規定に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の各号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと
- ② 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当行に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- ③ 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この規定によらず、社振法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める規定により管理すること

7 4. (規定の準用)

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「外国証券取引口座約款」、「投資信託特定口座取引規定」、各累投銘柄に係る累積投資規定およびその他の取引関連諸規定により取り扱います。
- (2) あおぞらテレフォンバンキングまたはあおぞらインターネットバンキングをご利用のお客さまが、あおぞらテレフォンバンキングまたはあおぞらインターネットバンキングを通じて投信総合取引またはこの規定に定める届出・手続等を行う場合において、当該投信総合取引または届出・手続等に関し、あおぞらテレフォンバンキングまたはあおぞらインターネットバンキングの関連諸規定に定めがあるときは、これらの取引または届出・手続等に必要な範囲で、当該定めがこの規定に優先して適用されるものとします。

7 5. (準拠法、合意管轄)

- (1) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）の準拠法は、日本法とします。
- (2) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）に関連するお客さまと当行との間の訴訟

については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

76. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 上記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2020年12月21日

II. 外国証券取引口座規定

第1章 総則

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまと株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）との間で行う外国証券の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客さまは、この約款の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。

(外国証券取引口座による処理)

第2条 お客さまが当行との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により処理します。

(遵守すべき事項)

第3条 お客さまは、当行との間で行う外国証券のお取引に関しては、国内の諸法令、日本証券業協会の定める諸規則、決定事項および慣行中、当該証券の売買に関連する条項に従うとともに、当該証券の発行会社の国内の諸法令および慣行等に関し、当行から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2章 外国証券の外国取引および国内店頭取引

(売買注文の執行地および執行方法の指示)

第4条 お客さまの当行に対する売買の種類、売買注文の執行地および執行方法については、当行の応じ得る範囲内でお客さまがあらかじめ指示されるところにより行います。

(注文の執行および処理)

第5条 お客さまの当行に対する売買注文並びに募集および売出しに係る外国証券の取得のお申込みについては、次の各号に定めるところによります。

(1) 外国取引並びに募集および売出しに係る外国証券の取得のお申込みについては、当行において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。

(2) 当行への注文は、当行が定めた時間内に行うものとします。

(3) 国内店頭取引については、お客さまが希望され、かつ、当行がこれに応じ得る場合に行います。

(4) 外国証券の最低購入単位は、当行の定めるところとします。

(5) 当行は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客さまのお届出の住所あてに取引報告書等を送付します。

(受渡日等)

第6条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

(1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当行が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。

(2) 約定日から起算して4営業日目を受渡期日とします。ただし、外国債券、累積投資の方法による外国投資信託証券、外国貸付債権信託受益証券、海外CDおよび海外CPの受渡期日は、別途取り決めることができるものとします。

(外国証券の保管および名義)

第7条 お客さまが当行に外国証券の保管の委託をされる場合、当該外国証券の保管および名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) お客さまが取得した外国証券は、混蔵寄託契約により当行に寄託するものとします。
- (2) 前号により寄託された外国証券は、当行の名義で当行の保管機関に寄託し、売買等の行われた国の保管機関において当該国の諸法令および慣行に従って保管します。
- (3) 外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当行の保管機関または当該保管機関の指定する者としてします。
- (4) お客さまが第1号の規定により寄託した外国証券につき、売却、保管替えまたは返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客さまは、海外CDおよび海外CPの国内における返還は請求しないものとします。

(選別基準に適合しなくなった場合の処理)

第8条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当行は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客さまのご希望により、当行はお客さまがご購入された当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、またはその解約の取次ぎに応じます。

(外国証券に関する権利の処理)

第9条 当行の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実並びに償還金は、当行が代わって受領し、お客さまあてに支払います。この場合、支払手続において、当行が当該外国証券の発行者の国内の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客さまにご負担いただくものとし当該果実または償還金から控除するなどの方法によりお客さまから徴収させていただきます。
- (2) 外国証券に関し、新株引受権（新株引受権証券を除く。以下同じ。）が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- (3) 株式分割、無償交付、減資または合併による株式併合等により割り当てられる株式は、当行を通じ本口座により処理します。ただし、当該外国の有価証券市場における売買単位未満の株式は、お客さまが特にご要請された場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (4) 株式配当により割り当てられる株式は、お客さまが特にご要請された場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、お客さまが特にご要請された場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会または所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、お客さまのご指示に従います。ただし、お客さまのご指示をされない場合には、当行は議決権の行使または異議の申立てを行いません。

(諸通知)

第10条 当行は、寄託に係る外国証券につき、お客さまのお届出の住所あてに次の通知を行います。

- (1) 増資、株式の分割または併合等株主または受益者および所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知

(2) 配当金、利子、収益分配金および償還金などの通知

(3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

- 2 前項の通知のほか、当行または外国投資信託証券の発行者は、寄託に係る外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について新聞公告が行われた場合は、お客さまが希望された場合を除いて当行は送付しません。

(発行会社からの諸通知等)

第11条 発行会社から交付される通知書または資料等は、当行においてその到達した日から3年間（海外CDおよび海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、お客さまが送付をご希望された場合は、お客さまのお届出の住所あてに送付します。

- 2 前項ただし書により、お客さまあての通知書または資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客さまが当行に支払うものとします。

(諸料金等)

第12条 取引の執行に関する料金および支払期日等は次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の外国取引については、外国の有価証券市場における売買手数料および公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第6条第2号に定める受渡期日までにお客さまが当行に支払われるものとします。
- (2) 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の国内店頭取引については、国内の公租公課その他の賦課金を第6条第2号に定める受渡期日までにお客さまが当行に支払われるものとします。
- (3) 外国投資信託証券の外国取引については、ファンド所定の手数料および売買の取次地所定の公租公課その他の賦課金を第6条第2号に定める受渡期日までにお客さまが当行に支払われるものとします。
- (4) 外国投資信託証券の国内店頭取引については、ファンド所定の手数料相当額および国内の公租公課その他の賦課金を第6条第2号に定める受渡期日までにお客さまが当行に支払われるものとします。
- 2 お客さまのご指示による特別の扱いについては、当行の要した実費をその都度お客さまが当行に支払われるものとします。

(金銭の授受)

第13条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当行とお客さまとの間における金銭の授受は、円貨または当行が応じ得る範囲内でお客さまがご指定される外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当行が定めるレートによります。また、お客さまが外貨で受領またはお支払いを希望する場合には、あらかじめ当行にお申し出ください。

第3章 雑則

(取引残高報告書の交付等)

第14条 お客さまは、当行に寄託した外国証券について、当行が発行する取引残高報告書の定期的な交付または通帳方式による通知を受けるものとします。ただし、取引残高報告書については、お客さまが請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、お客さまは、当行がお客さまに対して取引報告書を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引

残高報告書の交付を受けまたは通帳方式による通知を受けるものとします。

- 3 当行は、当行がお客さまに対してお取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

(共通番号の届出)

第14条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令等の定めに従って、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認等を行わせていただきます。

(届出事項)

第15条 お客さまは、住所、氏名または名称、印鑑および共通番号等を当行所定の書類により当行に届出るものとします。

(届出事項の変更届出)

第16条 お客さまは、当行に届出た住所、氏名、名称、共通番号等に変更のあったとき、またはお届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当行所定の手続により当行に届出るものとします。

(届出がない場合等の免責)

第17条 前2条の規定による届出がないか、または届出が遅延したことにより、お客さまに損害が生じた場合には、当行は免責されるものとします。

(通知の効力)

第18条 お客さまの届出住所にあて、当行によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客さまの責に帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(口座管理料)

第19条 お客さまは、この約款に定める諸手続の費用として、当行の定めるところにより、口座管理料を当行に支払うものとします。

(契約の解除)

第20条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) お客さまが当行に対し解約のお申し出をされたとき
- (2) お客さまがこの約款の条項の一に違反し、当行がこの契約の解除を通告したとき
- (3) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当行が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により当行がお客さまに対し解約の申し出をしたとき

2 前項の場合において、本口座に外国証券の寄託残高があるときの処理については、当行は、お客さまのご指示に従います。

3 第1項第1号および第2号の場合において、前項の指示をした場合は、お客さまは、当行の要した実費をその都度当行に支払うものとします。

(免責事項)

第21条 次に掲げる損害については、当行は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または寄託の手續等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信または郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当行所定の書類に押印した印影とお届出の印鑑とが相違ないものと当行が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

(準拠法、合意管轄)

第22条 お客さまと当行との間の外国証券の取引の契約準拠法は、日本法とします。

- 2 お客さまと当行との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款の変更)

第23条 この約款の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

- 2 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(個人データ等の第三者提供に関する同意)

第24条 お客さまは、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、お客さまの個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依じて必要な範囲に限り、）が提供されることがあることに同意します。

- (1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手續を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手續に係る委任を受けた者
- (2) お客さまが当行に寄託した外国証券に表示される権利に係る当該外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手續を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手續に係る委任を受けた者
- (3) 外国証券又はお客さまが当行に寄託した外国証券に表示される権利に係る外国証券の発行会社が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下本条において「適用国内外法令等」という。）に基づく書類の作成、適用国内外法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行会社若しくは保管機関
- (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ロンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の適用国内外法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手續に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

以 上

実施日：2020年3月16日

Ⅲ. 投資信託受益権振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」という。)に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座(以下「振替決済口座」という。)を株式会社あおぞら銀行(以下「当行」という。)に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、社振法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下「質権口」という。)と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下「保有口」という。)とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客さまから当行所定の申込書によりお申し込みいただきます。その際、金融機関による顧客等の本人確認等について定めた法令(政令・省令を含みます。)に従い本人確認等を行わせていただきます。

2 当行は、お客さまから前項の当行所定の申込書による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、社振法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)その他の関係法令等の定めに従って、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認等を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客さままたは当行から書面による別段のお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 第3条第1項の当行所定の申込書に押なつされた印影(または署名)および記載された住所、名称、共通

番号等をもって、お届出の印鑑（または署名鑑）、住所、名称、共通番号等とします。ただし、お届出の印鑑（または署名鑑）は、投信総合取引規定第1章4.（1）によりお届出を受けた取引店（（投信総合取引規定第1章3（2）に規定する取引店をいう。以下同じ。）の共通印鑑（または署名鑑）と同一の印章（または署名）に限ります（取引店がBANK支店の場合には、BANK支店取引規定その他の当行が別途定めるところによります。）。）。

（振替の申請）

第6条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- （1） 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- （2） 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
- （3） 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- （4） 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」という。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- （5） 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- （6） 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいう。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ホ 償還日
 - ヘ 償還日翌営業日
- （7） 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの

2 お客さまが振替の申請をされるに当っては、当行所定の日までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。

- （1） 減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数
- （2） お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- （3） 振替先口座およびその直近上位機関の名称
- （4） 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

(5) 振替を行う日

- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に投資信託受益権の買取りをご請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

- 第7条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、または当行の取引関連諸規定の定めにより、振替を受け付けない場合には、当行は振替の申し出を受け付けないことがあります。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。
 - 3 当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している取引店名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなかったことがあります。なお、他の口座管理機関から当行への投資信託受益権の受け入れについては、当行が振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、または当行の取引関連諸規定の定めにより、当行は受入の申し出を受け付けないことがあります。

(質権の設定)

- 第8条 お客さまは、当行が認めた場合のみ、投資信託受益権について質権の設定を行うことができ、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きに基づく振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

- 第9条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、償還またはお客さまのご請求による解約が行われる場合には、お客さまから当行に対し社振法に基づく当該投資信託受益権の抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わって手続きをさせていただきます。

(償還金、解約金および収益分配金の代理受領等)

- 第10条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当行からお客さまにお支払いします。

(お客さまへの連絡事項)

- 第11条 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。

- (1) 償還期限（償還期限がある場合に限りです。）
- (2) 残高照合のための報告

- 2 前項の残高照合のための報告については、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に

通知する場合には、法律の定めるところにより原則四半期に1回以上残高照合のため報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、取引残高報告書記載の連絡先に速やかにご連絡ください。なお、残高がなく、前回報告時から取引のないお客さまにつきましては前項の残高照合のための報告は行いません。

- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが金融商品取引法の定める特定投資家（特定投資家とみなされる者を含みます。）である場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

（届出事項の変更手続き）

- 第12条 印章を失ったとき、または印章、氏名若しくは名称、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、当行所定の書類のご提出または「個人番号カード」のご提示等当行所定の手続きをお願いすることがあります。
- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
 - 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・名称・共通番号等をもって届出の印鑑・住所・名称・共通番号等とします。

（口座管理料）

- 第13条 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。この場合、当行は投信総合取引規定56.の定めに基づいて、投信総合取引規定における指定預金口座より、自動引落の方法にて引落のうえ、料金に充当するものとし、お客さまはこれをご承諾されたものとします。
- 2 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払のご請求には応じないことがあります。

（当行の連帯保証義務）

- 第14条 機構が、社振法等に基づき、お客さま（社振法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

（1） 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

（2） その他、機構において、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- 第15条 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客さまからお問合せがあった場合には、お客さ

まにその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客さまから解約のお申し出があったとき
- (2) お客さまが手数料を支払わないとき
- (3) お客さまがこの規定に違反したとき
- (4) 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合で、当行が必要と認めたとき
- (5) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

3 当行は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第17条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当行の定める方法により、お客さまのご指示によって換金等を行ったうえ、当行の「投資総合取引規定」第7章の定めに従って支払います。

(緊急措置)

第18条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第19条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、いっさいその責を負いません。

- (1) 第12条第1項によるお届けの前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）をお届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影（または署名）がお届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第18条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第20条 社振法の施行に伴い、お客さまが有する特例投資信託受益権について、社振法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請についてお客さまから代理権を付与された投資信託委託業者からの委任に基づき、第1号および第2号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと並びに第3号および第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請
- (2) その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- (3) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- (4) 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、社振法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規定の定めにより管理すること

（規定の変更）

第21条 この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

（準拠法・合意管轄）

第22条 この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）の準拠法は、日本法とします。

2 この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）に関連するお客さまと当行との間の訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定することができるものとします。

以 上

実施日：2020年12月21日

Ⅳ. 投資信託特定口座取引規定（特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式配当等受領委任に関する規定）

1. （規定の趣旨）

（１）この規定は、租税特別措置法（以下「措置法」という。）第３７条の１１の３および第３７条の１１の６の規定により、お客さま（個人のお客さまに限ります。以下同じ。）が、特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために、株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）において開設される特定口座に関する事項および措置法第３７条の１１の６に規定する特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」という。）および配当等の受領について、措置法第３７条の１１の３第３項第２号に規定される要件および第３７条の１１の６第４項第１号に規定される要件ならびにお客さまと当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

当行は、この規定に従って上場株式等保管委託契約および上場株式配当等受領委任契約（特定口座源泉徴収選択届出書を当行に提出されていないお客さまについては、特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします。）をお客さまと締結するものとします。

（２）お客さまと当行の間における、各種サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、当行の「投信総合取引規定」（以下「投信総合取引規定」という。）等の定めるところにより取り扱うものとします。

（３）この規定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- ① 金融商品取引業者等 金融商品取引法第２条第９項に定める金融商品取引業者（但し、同法第２８条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る）、金融商品取引法第２条第１１項に規定する登録金融機関および投資信託委託会社をいいます。
- ② 源泉徴収選択口座 特定口座源泉徴収選択届出書の提出があった場合の特定口座をいいます。
- ③ 源泉徴収選択口座内配当等 上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れられた上場株式等の配当等をいいます。
- ④ 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書 措置法第３７条の１１の６第２項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第２５条の１０の１３第２項に規定するものをいいます。
- ⑤ 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書 措置法第３７条の１１の６第３項および施行令第２５条の１０の１３第４項に規定するものをいいます。
- ⑥ 指定預金口座 投信総合取引規定３（４）に規定するものをいいます。
- ⑦ 出国口座内保管上場株式等移管依頼書 施行令第２５条の１０の５第２項第２号に規定されるものをいいます。
- ⑧ 上場株式等 措置法第３７条の１１の規定により定める上場株式等をいいます。
- ⑨ 上場株式等保管委託契約 措置法第３７条の１１の３第３項第２号に定める上場株式等保管委託契約をいいます。

- ⑩ 上場株式配当等受領委任契約 措置法第37条の11の6第4項第1号に定める上場株式等受領委任契約をいいます。
- ⑪ 特定口座 措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。
- ⑫ 特定口座異動届出書 施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。
- ⑬ 特定口座開設者死亡届出書 施行令第25条10の8に規定されるものをいいます。
- ⑭ 特定口座開設届出書 措置法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。
- ⑮ 特定口座継続適用届出書 施行令第25条の10の5第2項第1号に規定されるものをいいます。
- ⑯ 特定口座源泉徴収選択届出書 措置法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。
- ⑰ 特定口座内保管上場株式等 措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。
- ⑱ 特定口座廃止届出書 施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。
- ⑲ 特定上場株式配当等勘定 上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための措置法第37条の11の6第4項第2号に定める勘定をいいます。
- ⑳ 振替口座簿 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。

2. (特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

当行はお客さまの特定保管勘定において、原則、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。なお、同一の上場株式等は特定口座における保管と特定口座以外における保管を同時にすることはできません。

- ① お客さまが特定口座開設届出書をご提出後に、当行で募集、購入のお申し込みをされて取得された上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- ② お客さまが、贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得された上場株式等で、引き続き、当該贈与者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当行に開設していた特定口座もしくは特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または特定口座もしくは特定口座以外の口座に保管の委託がされているものであって、所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの。
- ③ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受託者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権（受益証券も含む。以下本③において同じ。）のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除きます。）に限り、）により取得する新たな投資信託の受益権で特定口座への受入を、保管の委託等をする方法により行われるもの。
- ④ 前各号のほか、措置法第37条の11の3および施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等のうち、当行が受入を承諾したもの。

3. (特定口座の申し込み方法)

- (1) お客さまが、当行に特定口座の開設を申し込まれるにあたっては、当行所定の特定口座開設届出書に必要事項をご記入のうえ記名押印または署名し、これを投資信託の取扱いをしている当行の本・支店にご提出いただきます。その際、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他施行令に定める確認書類等をご提示いただき、氏名、生年月日および住所等を確認させていただきます。
- (2) お客さまが当行に特定口座の開設をされるにあたっては、あらかじめ当行との間で投信総合取引（投信総合取引規定1に規定する投信総合取引をいう。以下同じ。）を開始していただくことが必要です。なお、特定口座の開設は、投信総合取引の取引店（投信総合取引規定第1章3（2）に規定する取引店をいう。以下同じ。）のみでのお取り扱いとなります。
- (3) お客さまは当行に複数の特定口座を開設することはできません。
- (4) お客さまが特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降は、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに特に源泉徴収を選択しない旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- (5) お客さまが、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨のお申し出を行うことはできません。
- (6) 特定口座の届出印鑑または届出署名鑑は、投信総合取引と同一の印鑑または署名に限ります。

3の2.（共通番号の届出）

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令等の定めに従って、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認等を行わせていただきます。

4.（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。この規定において同じ。）において行います。

5.（特定口座を通じた取引）

特定口座を開設されたお客さまが、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客さまから特にお申し出がない限り、原則として特定保管勘定を通じて行うものとします。ただし、一部の取引においては当行所定の方法で取り扱います。

6.（譲渡所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡による所得金額の計算については、措置法その他関係法令の定めに基づいて行います。

7. (源泉徴収)

- (1) お客さまに特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合には、当行は措置法、地方税法その他関係法令の規定に基づいて、譲渡所得に係る所得税・住民税の源泉徴収・還付を行います。
- (2) 譲渡所得に係る源泉徴収・還付は、お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡をされる都度、当行が、措置法その他関係法令の規定に基づいて計算し、源泉徴収を要するときには、当該譲渡により当行がお客さまに支払うべき金額（以下「本件代金額」という。）から当該源泉徴収税額を差し引いた残額を、また、還付を要するときには、本件代金額とは別に指定預金口座に入金することにより行います。

8. (譲渡の方法)

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への解約申込の取次のご請求による方法、お客さまから当行に対して譲渡する方法、またはその他当行所定の方法のいずれかにより行うものとします。

9. (特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知)

お客さまが特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、お客さまに対し、施行令の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

10. (源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

- (1) 当行はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次の各号に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の本支店に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該本支店に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。

- ① 措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの
- ② 措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの
- ③ 措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの

- (2) 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

11. (源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

- (1) お客さまが措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日の当行所定の時限までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しなければなりません。
- (2) お客さまが当行に対して、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した年の翌年以後の上場株式等の配当等については、お客さまから当該所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる旨の次項に定める方法によるお申し出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。

- (3) お客さまが措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日の当行所定の時限までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しなければなりません。

12. (特定上場株式配当等勘定における処理)

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

13. (配当等に係る所得金額等の計算)

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、措置法第37条の11の6第6項および関連政省令の規定に基づき行われます。

なお、所得計算の結果、上場株式等の配当等の源泉徴収した額に還付すべき額が生じた場合には、措置法第37条の11の6および関連政省令の規定に基づき、お客さまの指定預金口座に入金することにより還付を行います。

14. (特定口座年間取引報告書の送付)

- (1) 当行は、措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに交付します（ただし、その年中にお客さまが開設した特定口座において上場株式等の譲渡が行われなかった場合および当該口座において上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、お客さまからの請求がない限り交付しません）。また、下記16.により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。

- (2) 当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客さまへ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。

15. (届出事項の変更)

特定口座開設届出書の提出後に、印鑑、氏名、住所、共通番号等の当該特定口座開設届出書による届出事項に変更があったときは、直ちにその旨を記載した特定口座異動届出書その他の当行所定の書類を取引店に届出てください。なお、その変更が氏名、住所または共通番号等に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他施行令に定める確認書類等をご提示いただき、または「個人番号カード」のご提示等当行所定の手続きを取っていただき、確認させていただきます。なお、この届出の前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

16. (特定口座の廃止)

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときに解約され、当該解約に伴い、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。なお、特定口座が廃止されたときには、上場株式等保管委託契約および上場株式配当等受領委任契約は終了するものとします。

- ① お客さまが当行に対して特定口座廃止届出書を提出されたとき。
- ② 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ④ 投信総合取引規定の定めにより、投信総合取引に係る契約が終了したとき。
- ⑤ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当行がお客さまに対し、解約を申し出たとき。

⑥ その他やむを得ない事由が生じたとき。

17. (出国口座)

- (1) 上記16. ③に該当することとなるお客さまは、施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合に限り、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該特定口座に保管の委託がされていた上場株式等のすべてにつき、当行に開設されている出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされ、または当該出国口座に保管の委託がされることにより、帰国後に当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。
- (2) 前項に定める取扱いを希望されるお客さまは、出国前に特定口座継続適用届出書を当行にご提出され、かつ、帰国後に特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行にご提出ください。その際、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、「個人番号カード」その他施行令に定める確認書類等をご提示いただき、氏名、生年月日および住所等の確認等当行所定の手続をとらせていただきます。

18. (免責事項)

当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はいっさいの責めを負わないものとします。

19. (特定口座に係る事務)

特定口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの規定に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

21. (準拠法、合意管轄)

- (1) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）の準拠法は、日本法とします。
- (2) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

実施日：2020年12月21日

V. 累積投資規定

V-1 株式投資信託等累積投資規定

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、お客さまと株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）との間の、投資信託についての累積投資取引に関する取扱いを定めたものです。（個々の投資信託を以下「個別ファンド」といい、当該個別ファンドの委託者を以下「投資信託委託会社」という。）
- (2) この規定に別段の定めがないときには、個別ファンドの目論見書（以下「目論見書」という。）および当行の「投信総合取引規定」（以下「投信総合取引規定」という。）等に従って取り扱います。なお、この規定において定義のない用語で、投信総合取引規定または当行の「投信積立規定」に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。また、投信積立規定の定めは、この規定の定めに優先して適用されるものとします。

2. (申込)

お客さまは、当行所定の手続に従って投信総合取引申込書（累積投資取引申込書も含む。）を当行に提出することにより包括的な累積投資の申込を行うものとします。お客さまは、個別ファンドの受益証券または受益権（併せて以下「受益権等」という。）の募集・買付（追加設定）申込書その他の受益権等の買付に係る申込書（以下「買付申込書」という。）を含む当行所定の申込書等に必要事項をご記入、または当行所定の申込書等に印字された必要事項をご確認の上、「投信総合取引規定」第1章4.（1）に定める届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、これを「投信総合取引規定」第1章3.（2）に定める取引店（以下「取引店」という。）に提出することによって個別ファンドの受益権等の募集もしくは買付（以下「買付」という。）の申込または収益分配金の取扱いについての分配金受取コースから分配金再投資コースへの変更の申込とともに、当該個別ファンドに係る累積投資取引を申し込まれるものとし、当行が承諾した場合に限り当該取引を開始することができます。なお、本2.において、「分配金受取コース」とは、収益分配金について、当行がお客さまに代わって受取り、「投信総合取引規定」第7章の定めに従って支払う方法をいい、「分配金再投資コース」とは、収益分配金について当行がお客さまに代わって受取り、「投信総合取引規定」第6章の定めに従って再投資を行う方法をいいます。

3. (金銭の払込)

- (1) お客さまは、買付申込書を当行に提出して当行所定の申込単位にて個別ファンドの受益権等の買付申込を行い、その申込日に、当行所定の方法によりその買付代金または概算金額（以下「払込金」という。）を払込むものとします。
- (2) 払込金が、買付価額に不足する場合には、お客さまは直ちにお支払いください。

4. (買付方法、時期および価額)

- (1) 当行は、お客さまからの払込金の払込があったときに、遅滞なく、個別ファンドの受益権等の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に取次の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客さまの買付申込の意思が確認できない場合には、当行は受付けた買付申込

がなかったものとして取り扱うことができるものとします。

- (2) 当行は、個別ファンドの代金を、当行所定の時期にお客さまに代わって投資信託委託会社に支払います。
- (3) 上記(1)および(2)の定めにかかわらず、個別ファンドの目論見書等に別途の定めがある場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、当行は買付申込の取次を一時停止または中止することおよび既に受付けた買付申込がなかったものとして取り扱うことができるものとします。

5. (管理方法)

- (1) 上記4.によって買付けられた個別ファンドの受益証券は、無記名式の場合に限り保護預りとしてお預りし、当行所定の場所に、大券をもって、他のお客さまの同銘柄の受益証券と混蔵して保管いたします。
- (2) 当行は、保護預りされた個別ファンドの受益証券を当行名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。
- (3) お客さまは、保護預りされている個別ファンドの受益証券の数または額に応じて、同銘柄の受益証券に対し、共有権または準共有権を取得します。
- (4) 当行が新たに個別ファンドの受益証券の保護預りを受付けるとき、または保護預りされている個別ファンドの受益証券の返還の請求を受付けるときは、その個別ファンドの受益証券の保護預りまたは返還について、個別ファンドの受益証券を保護預りしている他の預け主との協議を要しないものとします。
- (5) 上記4.によって買付けられた個別ファンドの受益権は、すべて、投信振替決済口座（当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づき当行に開設されたお客さまの投信振替決済口座をいう。以下同じ。）に記載または記録され、振替等の取扱いがなされるものとします。
- (6) 当行は、お客さまが権利を有する個別ファンドの受益権に限り、振替等の手続きを行います。ただし、当行は、当該受益権についても、相当の理由があるときには振替等をお断りすることがあります。
- (7) 個別ファンドの受益権は、振替決済関連法令等（この規定、投信総合取引規定、社債、株式等の振替に関する法律、株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程および当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」ならびにこれらに関連する諸規則・諸規定をいう。以下同じ。）に定めるところにより、投信振替決済口座に記載または記録され、取り扱われるものとします。
- (8) 当行は、個別ファンドの受益権等の保管または管理について当行所定の手数料を申し受けることがあります。

6. (分配金の再投資方法、時期および価額)

- (1) 上記5.に基づき保管または管理する個別ファンドのうち収益分配金の再投資を行う銘柄に係る受益権等の分配金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、その金額より税金等を差し引いた金額をもって、上記4.の定めに基づいて個別ファンドの受益権等の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。
- (2) 上記(1)の買付価額は、当行所定の日の基準価額といたします。当行は当該買付価額を当行所定の時期にお客さまに代わって、投資信託委託会社に支払います。

7. (償還金の取扱い)

上記5.に基づき保管または管理する個別ファンドの受益権等の償還金については、税金等を差し引いた金額を「投信総合取引規定」第6章48.の定めに基づいて支払うものとします。

8. (返還・換金等)

- (1) 個別ファンドの受益権等の一部もしくは全部の解約または買取による換金（以下「換金」という。）に

については、「投信総合取引規定」第3章13.または第4章24.の定めに従って行うものとします。

- (2) お客様が個別ファンドの受益権等の返還または換金を請求する際には、当行所定の方法により、その旨を取引店に申し出てください。ただし、当行所定の個別ファンドについては、大口の返還・換金請求に制限があります。なお、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に返還・換金の手続を行うことがあります。また、申込日において、お客様の返還・換金請求の意思が確認できない場合には、当行は受付けた返還・換金請求がなかったものとして取り扱うことができるものとします。
- (3) 当行は、個別ファンドの受益証券について、上記(2)の返還請求があった場合は、下記(4)の換金価額により個別ファンドの受益権等を換金のうえ、当行所定の手数料・税金等を差し引いた金銭を、「投信総合取引規定」第7章の定めに従って支払うことにより、返還に代えるものとします。
- (4) 上記(1)から(3)に係る換金価額は、個別ファンドの目論見書等に規定する所定の基準価額から、同目論見書等に規定する信託財産留保額等を控除した価額といたします。
- (5) 上記(1)から(4)の定めにかかわらず、個別ファンドの目論見書等に別途の定めがある場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他目論見書に定める場合などのやむを得ない事情があるときは、当行は返還・換金請求の受付を一時停止または中止させていただくことがあるほか、既に受付けた返還・換金請求であってもその請求がなかったものとして取り扱わせていただくことがあります。

9. (残高の通知)

上記5.に基づき保管する個別ファンドの受益権等の残高の通知については、「投信総合取引規定」第6章50.の定めに従って行うものとします。

10. (解約等)

この規定による累積投資取引に係る契約の解約等については、「投信総合取引規定」第6章52.および第8章60.の定めに従って行うものとします。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

12. (準拠法、合意管轄)

- (1) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）の準拠法は、日本法とします。
- (2) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

V-2 公社債投信累積投資規定

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、お客さまと株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）との間の、下記の投資信託委託会社（各々以下「投資信託委託会社」という。）により各々設定された公社債投信（分配金再投資コース）（以下「公社債投信」という。）についての累積投資取引に関する取扱いを定めたものです。

投資信託委託会社
アセットマネジメントOne株式会社
大和アセットマネジメント株式会社

- (2) この規定に別段の定めがないときには、公社債投信の目論見書（以下「目論見書」という。）および当行の「投信総合取引規定」（以下「投信総合取引規定」という。）等に従って取り扱います。なお、この規定において定義のない用語で、投信総合取引規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

2. (申込)

お客さまは、当行所定の手続に従って投信総合取引申込書（累積投資取引申込書も含む。）を当行に提出することにより包括的な累積投資の申込を行うものとします。お客さまは、公社債投信1月号から公社債投信12月号までの受益権（以下「受益権」という。）について、募集・買付（追加設定）申込書その他の受益権の買付に係る申込書（以下「募集申込書」という。）等を含む当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書等に印字された必要事項をご確認の上、「投信総合取引規定」第1章4.

(1) に定める届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、これを「投信総合取引規定」第1章3.(2) に定める取引店（以下「取引店」という。）に提出することによって公社債投信の受益権の募集もしくは買付（以下「買付」という。）の申込または収益分配金の取扱いについての分配金受取コースから分配金再投資コースへの変更の申込とともに、当該公社債投信についての累積投資取引を申し込まれるものとし、当行が承諾した場合に限り当該取引を開始することができます。但し、申し込むことができる受益権は募集期間中の受益権に限るものとします。なお、本2.において、「分配金受取コース」とは、収益分配金について、当行がお客さまに代わって受取り、「投信総合取引規定」第7章の定めに従って支払う方法をいい、「分配金再投資コース」とは、収益分配金について当行がお客さまに代わって受取り、「投信総合取引規定」第6章の定めに従って再投資を行う方法をいいます。

3. (金銭の払込)

お客さまは、募集申込書を当行に提出して当行所定の申込単位で公社債投信の受益権の買付申込を行い、その申込日に、当行所定の方法によりその買付代金を払込むものとします。なお、買付代金の計算にあたっては、買付受注時に募集期間中である公社債投信の決算日（当該募集期間にかかる決算日）の基準価額を適用します。

4. (買付方法、時期および価額)

- (1) 当行は、お客さまからの買付代金の払込があったときに、公社債投信の受益権の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。なお、申込日においてお客さまの買付申込の意思が確認できない場合には、当行は受付けた買付申込がなかったものとして取り扱うことができます。
- (2) 当行は、当該買付の代金を当行所定の時期にお客さまに代わって、投資信託委託会社に支払います。

5. (管理方法)

- (1) 上記4.によって買付けられた公社債投信の受益権は、すべて、投信振替決済口座（当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づき当行に開設されたお客さまの投信振替決済口座をいう。以下同じ。）に記載または記録され、振替等の取扱いがなされるものとします。
- (2) 当行は、お客さまが権利を有する公社債投信の受益権に限り、振替等の手続きを行います。ただし、当行は、当該受益権についても、相当の理由があるときには振替等をお断りすることがあります。
- (3) 公社債投信の受益権は、振替決済関連法令等（この規定、投信総合取引規定、社債、株式等の振替に関する法律、株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程および当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」ならびにこれらに関連する諸規則・諸規定をいう。以下同じ。）に定めるところにより、投信振替決済口座に記載または記録され、取り扱われるものとします。
- (4) 当行は、公社債投信の受益権の管理について当行所定の手数料を申し受けることがあります。

6. (収益分配金の再投資方法、時期および価額)

- (1) 上記5.に基づき管理する公社債投信の受益権の分配金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、その金額より税金等を差し引いた金額をもって、上記4.の定めに準じて公社債投信の受益権の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。
- (2) 上記(1)の買付価額は、追加信託を行う日の前日の基準価額といたします。当行は、当該買付価額を当行所定の時期にお客さまに代わって、投資信託委託会社に支払います。

7. (償還金の取扱い)

上記5.に基づき管理する公社債投信の受益権の償還金については、税金等を差し引いた金額を「投信総合取引規定」第6章48.の定めに準じて支払うものとします。

8. (換金等)

- (1) 公社債投信の一部または全部の解約による換金（以下「換金」という。）については、「投信総合取引規定」第3章13.の定めに準じて行うものとします。ただし、お客さまが、異なる年度に発行された同一月号に係る公社債投信について、一部または全部の換金を請求した場合には、当行所定の申込単位あたりの換金（解約）手数料の料率の小さいものから順に、換金請求がなされたものとして取り扱います。
- (2) お客さまが公社債投信の受益権の換金を請求する際には、当行所定の方法でその旨を取引店に申し出てください。なお、換金請求の当行における受注日当日をもって換金請求日とします。
- (3) 当行は上記(2)の請求があった場合は、下記(4)の換金価額により公社債投信の受益権を換金のうえ、手数料および税金等を差し引いた金銭を、「投信総合取引規定」第7章の定めに従って支払います。なお、当行における所定の時限、事務の繁忙等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に換金の手続を行うことがあります。また、申込日においてお客さまの換金請求の意思が確認できない場合には、当行は受付けた換金請求がなかったものとして取り扱うことができるものとします。
- (4) 上記(3)の換金価額は換金請求日の解約価額または売買基準価額に基づくものといたします。
- (5) 上記(1)から(4)の定めにかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、その他目論見書に定める場合などのやむを得ない事情があるときは、当行は換金請求の受付を中止させていただくことがあります。なお、当行が換金請求の受付を中止した場合には、お客さまは当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、お客さまが換金請求を撤回しない場合には、当該受益権については、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして、上記(1)から(4)の

定めに準じて換金価額を算出した上で換金します。

9. (残高の通知)

上記5.に基づき管理する公社債投信の受益権の残高の通知については、「投信総合取引規定」第6章50.の定めに準じて行うものとします。

10. (解約等)

この規定による累積投資取引に係る契約の解約等については、「投信総合取引規定」第6章52.および第8章60.の定めに準じて行うものとします。

11. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

12. (準拠法、合意管轄)

(1) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）の準拠法は、日本法とします。

(2) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

V-3 ニックウ・マネー・マーケット・ファンド「USドル・ポートフォリオ」累積投資規定

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、お客さまと株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）との間の、SMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「投資信託委託会社」という。）の設定するニックウ・マネー・マーケット・ファンド「USドル・ポートフォリオ」（以下「ニックウ米ドルMMF」という。）についての累積投資取引に関する取扱いを定めたものです。
- (2) この規定に別段の定めがないときには、ニックウ米ドルMMFの目論見書（以下「目論見書」という。）、当行の「投信総合取引規定」（以下「投信総合取引規定」という。）および当行の「外国証券取引口座約款」（以下「外国証券取引口座約款」という。）等に従って取り扱います。なお、この規定において定義のない用語で、投信総合取引規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

2. (申込)

- (1) お客さまは、ニックウ米ドルMMFの受益証券の募集・買付(追加設定)申込書（以下「買付申込書」という。）を含む当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、「投信総合取引規定」第1章4.（1）に定める届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、これを「投信総合取引規定」第1章3.（2）に定める取引店（以下「取引店」という。）に提出することによってニックウ米ドルMMFの受益証券の募集または買付（以下「買付」という。）とともに累積投資取引を申し込まれるものとし、当行が承諾した場合に限り当該取引を開始することができます。
- (2) 上記（1）の定めにかかわらず、既に他の累積投資銘柄において累積投資取引を開始しているときは、ニックウ米ドルMMFの受益証券に係る第一回目の買付申込書を取引店に提出し、買付申込をすることをもってニックウ米ドルMMFの累積投資取引の申込が行われたものとします。
- (3) お客さまと当行との間で外国証券の取引に関する契約を締結していない場合には、ニックウ米ドルMMFについての買付申込を行う前に、お客さまは取引店に対して「外国証券取引口座約款」に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した当行所定の申込書を提出し、当行と外国証券の取引に関する契約を締結することが必要となります。

3. (金銭の払込)

お客さまは、当行所定の時間までに買付申込書を当行に提出してニックウ米ドルMMFの受益証券の買付申込を行い、その申込日に、当行所定の方法によりその買付代金または概算金額（以下「払込金」という。）を円貨で払込むものとします。ただし、ニックウ米ドルMMFの受注日は、ニューヨーク、ルクセンブルグおよびロンドンの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日に限ります（ニューヨーク、ルクセンブルグおよびロンドンの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日である日を、以下「営業日」という。）。払込金が買付価額に不足する場合には、お客さまは直ちにお支払い下さい。なお、買付価額の計算にあたっては、受注日の翌営業日の前日のニックウ米ドルMMFの1口あたりの純資産価格を適用します。

4. (買付方法、時期および価額)

- (1) 当行は、お客さまからの払込金の払込があったときに、遅滞なくニックウ米ドルMMFの受益証券の買

付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以降に取次の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客さまの買付申込の意思が確認できない場合には、当行は受付けた買付申込がなかったものとして取り扱うことができますものとします。

(2) 当行は、当該買付の代金を当行所定の時期にお客さまに代わって、投資信託委託会社に支払います。

5. (保管方法)

(1) 上記4.によって買付けられたニッコウ米ドルMMFの受益証券は、保護預りとしてお預りし、当行所定の場所に、大券をもって、他のお客さまの同銘柄の受益証券と混蔵して保管いたします。

(2) 当行は、保護預りされたニッコウ米ドルMMFの受益証券を当行名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。

(3) お客さまは、保護預りされているニッコウ米ドルMMFの受益証券の数または額に応じて、同銘柄の受益証券に対し、共有権または準共有権を取得します。

(4) 当行が新たにニッコウ米ドルMMFの受益証券の保護預りを受付けるとき、または保護預りされているニッコウ米ドルMMFの受益証券の返還の請求を受付けるときは、そのニッコウ米ドルMMFの受益証券の保護預りまたは返還について、ニッコウ米ドルMMFの受益証券を保護預りしている他の預け主との協議を要しないものとします。

(5) 当行は、ニッコウ米ドルMMFの受益証券の保管について当行所定の手数料を申し受けることがあります。

6. (収益分配金の再投資方法、時期および価額)

(1) 上記5.に基づき保管するニッコウ米ドルMMFの受益証券の分配金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、その金額より税金等を差し引いた金額をもって、上記4.の定めに準じてニッコウ米ドルMMFの受益証券の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。

(2) 上記(1)の買付価額は、当行所定の日々のニッコウ米ドルMMFの1口あたりの純資産価格といたします。当行は当該買付価額を当行所定の時期にお客さまに代わって、投資信託委託会社に支払います。

7. (償還金の取扱い)

上記5.に基づき保管するニッコウ米ドルMMFの受益証券の償還金については、税金等を差し引いた金額を、外貨で受領した場合は当行が決定する為替相場に基づき円換算した上で、「投信総合取引規定」第6章48.の定めに準じて支払うものとします。

8. (返還・換金等)

(1) ニッコウ米ドルMMFの一部または全部の解約による換金については、「投信総合取引規定」第4章24.の定めに準じて行うものとします。

(2) お客さまがニッコウ米ドルMMFの受益証券の返還または換金を請求する際には、当行所定の方法でその旨を取引店に申し出てください。なお、返還または換金請求の当行における受付日当日をもって返還または換金請求日とします。

(3) 当行は、上記(2)の受益証券の返還請求があった場合は、下記(4)の換金価額によりニッコウ米ドルMMFの受益証券を換金のうえ、税金等を差し引いた金銭を返還請求日の当行が決定する為替相場に基づき円換算した上で、「投信総合取引規定」第7章の定めに従って支払うことにより、返還に代えるものとします。なお、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある

場合には、受注日の翌営業日以降に返還または換金の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客さまの返還または換金請求の意思が確認できない場合には、当行は受付けた返還または換金請求がなかったものとして取り扱うことができるものとします。

(4) 上記(3)の換金価額は返還または換金請求日の翌営業日の前日のニッコウ米ドルMMFの1口あたりの純資産価格に基づくものといたします。

(5) 上記(1)から(4)の定めにかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、その他目論見書に定める場合などのやむを得ない事情があるときは、当行は返還または換金請求の受付を一時停止または中止させていただくことがあります。

9. (残高の通知)

上記5.に基づき保管するニッコウ米ドルMMFの受益証券の残高の通知については、「投信総合取引規定」第6章50.の定めに従って行うものとします。

10. (解約等)

この規定による累積投資取引に係る契約の解約等については、「投信総合取引規定」第6章52.および第8章60.の定めに従って行うものとします。

11. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

12. (準拠法、合意管轄)

(1) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)の準拠法は、日本法とします。

(2) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

実施日：2020年12月21日

VI. 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」という。）の適用を受けるために、株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号および第4号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、当行の「投資信託取引関連規定」等の諸規定その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

2. (非課税口座開設届出書等の提出)

- (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行所定の日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の当行所定の書類、「非課税適用確認書交付申請書」（既に当行に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限りです。）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」）または「非課税口座簡易開設届出書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出して下さい。また、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号。以下同じ。なお、お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所とします。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」という。）または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」という。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当行は別途税務署より「非課税適用確認書」を受領したときは、お客さまから当行に提出があったものとして取り扱い、当行にて保管します。当行は、非課税適用確認書が交付される旨を確認できた場合に非課税口座を開設します。
- (2) 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書交付申請書」または

「非課税口座簡易開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。

- (3) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- (4) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- (5) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」という。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。
- (6) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
- (7) お客さまは、番号法その他の関係法令等の定めに従って、個人番号の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの個人番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認等を行わせていただきます。
- (8) 2017年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に上記（7）に従い個人番号の届出を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまについては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を提出したものとみなし、上記（1）の規定を適用します。

3.（非課税管理勘定の設定）

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいう。以下同じ。）は、上記2.（1）の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- (2) 上記（1）の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または

「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

3－2.（累積投資勘定の設定）

- （1） 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいう。以下同じ。）は、上記2.（1）の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- （2） 上記（1）の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

4.（非課税管理勘定または累積投資勘定における処理）

- （1） 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。
- （2） 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。

5.（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

- （1） 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次の各号に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の本・支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該本・支店に保管の委託がされるものに限り、「＜少額投資非課税制度＞継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「＜少額投資非課税制度＞帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で下記①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、上記3.（2）に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

- イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、以下同じ。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの
- ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の本・支店に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいう。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等
- （2）上記（1）の定めにかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

5-2.（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次の各号に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「＜少額投資非課税制度＞継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「＜少額投資非課税制度＞帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で下記①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 上記3-2.（2）に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。）の合計額が40万円を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等

6.（譲渡の方法）

- （1）非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡等は、当行への売付の委託による方法、解約の申込若しくは償還による金銭等の交付が当行を経由して行われる方法、または諸法令の定めに従った当行所定の方法のいずれかの方法により行います。ただし、当行において当該譲渡の手続を受付けられない場合があります。

- (2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡等は、当行への売付の委託による方法、解約の申込若しくは償還による金銭等の交付が当行を経由して行われる方法、または諸法令の定めに従った当行所定の方法のいずれかの方法により行います。ただし、当行において当該譲渡の手続を受付けられない場合があります。

7. (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

- (1) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含み、上記5. (1) ①ロおよび②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（上記5. (1) ①ロおよび②に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。
- (2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含み、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

8. (非課税管理勘定終了時の取扱い)

- (1) この規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します（上記2. (6) により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。
- (2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところのいずれかにより取り扱うものとします。なお、「＜少額投資非課税制度＞継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「＜少額投資非課税制度＞帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに当行に対して上記５．（１）②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ② お客さまが当行に特定口座を開設しており、上記①に規定する移管を行わない場合（下記③または⑤に該当する場合を除きます。） 特定口座への移管
- ③ お客さまが当行に特定口座を開設しており、上記①に規定する移管を行わず、非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに租税特別措置法施行令第２５条の１３第８項第２号に規定する必要事項を記載した「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 一般口座への移管
- ④ お客さまが当行に特定口座を開設しておらず、上記①に規定する移管を行わない場合 一般口座への移管
- ⑤ 上記①から④に掲げる場合以外の場合 法令等の定めるところに従い当行所定の方法による取扱い

８－２．（累積投資勘定終了時の取扱い）

- （１） この規定に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の１月１日以降２０年を経過する日に終了します（上記２．（６）により廃止した累積投資勘定を除きます。）。
- （２） 上記（１）の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところのいずれかにより取り扱うものとします。なお、「＜少額投資非課税制度＞継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「＜少額投資非課税制度＞帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - ① お客さまが当行に特定口座を開設している場合（下記②または④に該当する場合を除きます。） 特定口座への移管
 - ② お客さまが当行に特定口座を開設しており、非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに租税特別措置法施行令第２５条の１３第１８項により読み替えて準用する同条第８項第２号に規定する必要事項を記載した「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 一般口座への移管
 - ③ お客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
 - ④ 上記①から③に掲げる場合以外の場合 法令等の定めるところに従い当行所定の方法による取扱い

９．（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

- （１） 当行は、お客さまから提出を受けた上記２．（１）の「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」もしくは「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいう。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から１０年を経過した日および同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいう。）から１年を経過する日までの間（以下「確認期間」という。）

に確認します。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「＜少額投資非課税制度＞継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「＜少額投資非課税制度＞帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名および住所
 - ② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所
- (2) 上記(1)の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（上記(1)ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

10.（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）

- (1) お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。
- (2) お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当行所定の日までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。
- (3) 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

11.（非課税口座取引である旨の明示）

- (1) お客さまが非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行への買付けの委託または当行が行う有価証券の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、非課税口座以外の口座（特定口座を含みます。）による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限りです。）。
- (2) お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であつて、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものの譲渡することとさせていただきます。

1 2. (非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合の取扱い)

(1) お客さまが当行に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当行は、当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が120万円に達するまでは非課税口座に、120万円を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れるものとします。また、当該注文等の際に既に当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が120万円を超えている場合は、当該注文等により取得する上場株式等の取得対価について、その全てを非課税口座以外の口座で取得したものとします。これらの場合、お客さまが特定口座を開設されているときは、原則特定口座での受け入れとさせていただきます。ただし、一部の取引または取扱商品においては当行所定の方法で取り扱います。

(2) 上記(1)の規定は、上記5.(1)①に掲げる上場株式等においても同様とします。

1 2-2. (累積投資勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超える場合の取扱い)

お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定において、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した上記5-2.に定める上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超える場合には、当行は、当該契約により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該累積投資勘定に係る取得対価の額の合計額が40万円に達するまでは非課税口座に、40万円を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れるものとします。また、当該契約に基づく取得の際に既に当該累積投資勘定に係る取得対価の額の合計額が40万円を超えている場合は、当該契約に基づき取得する上場株式等の取得対価について、その全てを非課税口座以外の口座で取得したものとします。これらの場合、お客さまが特定口座を開設されているときは、原則特定口座での受け入れとさせていただきます。ただし、一部の取引または取扱商品においては当行所定の方法で取り扱います。

1 3. (免責事項)

当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、この規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はいっさいの責めを負わないものとします。

1 4. (非課税口座にかかる事項等)

(1) 非課税口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの規定に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。

(2) 「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」により非課税口座を開設しているお客さまについて、その氏名、住所、個人番号等の当該非課税口座開設届出書による届出事項に変更があったときは、直ちにその旨および関係法令で定める事項を記載した非課税口座異動届出書その他の当行所定の書類を取引店に届出てください。なお、その変更が氏名、住所または個人番号等に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他関係法令に定める確認書類等をご提示いただき、または「個人番号カード」のご提示等当行の所定の手続きを取っていただき、確認させていただきます。なお、この届出の前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

15. (契約の解約)

次の各号のいずれかに該当するときは、この契約は解約されます。なお、次の各号の定めにかかわらず、諸法令の定めにより解約日となる日がある場合、または当行が別途解約日として定める日がある場合には、当該日が解約日となります。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき（解約日 当該提出日）
- ② 租税特別措置法第37条の14第27項第1号に定める「＜少額投資非課税制度＞継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第29項に定める「＜少額投資非課税制度＞帰国届出書」の提出をしなかった場合
（解約日 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日））
- ③ 租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があったとき（解約日 出国日）
- ④ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合
（「＜少額投資非課税制度＞継続適用届出書」を提出した場合を除く）租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（解約日 出国日）
- ⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合（解約日 当該非課税口座開設者が死亡した日）
- ⑥ お客さまがこの規定に違反したとき
- ⑦ やむをえない事由により当行が解約を申し出たとき

16. (準拠法・合意管轄)

- (1) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）の準拠法は、日本法とします。
- (2) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 上記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2021年2月1日

VII. 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定

第1章 総則

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下「お客さま」という。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下「未成年者口座に係る非課税の特例」という。）の適用を受けるために、株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) 当行は、この規定に基づき、お客さまとの間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下両者を合わせて「本契約」という。）を締結します。
- (3) お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、当行の「投資信託取引関連規定」等の諸規定その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

2. (未成年者口座開設届出書等の提出)

- (1) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行所定の日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」等の当行所定の書類および「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認等を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。当行は、未成年者非課税適用確認書が交付される旨を確認できた場合に非課税口座を開設いたします。
- (2) 当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行または他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書交付申請書」（当該申請書にあつては、お客さま

がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限り、)を提出することはできません。

- (3) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。
- (4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下「基準年」という。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下「災害等事由」という。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託または預入れ若しくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下「災害等による返還等」という。)が生じた場合を除きます。))には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されません。
- (5) 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

3. (非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)

- (1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等(以下「未成年者口座内上場株式等」という。))につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。
- (2) 上記(1)の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
- (3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。))の1月1日に設けられます。

4. (非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託は、当該記載若しくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

5. (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

(1) 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」という。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。）により取得をした上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りします。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」という。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当行所定の日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）

③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(2) 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、上記（1）①ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当行所定の日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）

③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

6.（譲渡の方法）

非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている

上場株式等の譲渡等は、当行への売付の委託による方法、解約の申込もしくは償還による金銭等の交付が当行を経由して行われる方法、または諸法令の定めに従った当行所定の方法のいずれかの方法により行います。ただし、当行において当該譲渡の手続を受付けられない場合があります。

7. (課税未成年者口座等への移管)

(1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(上記5.

(1) ①もしくは②または5.(2) ①もしくは②の移管がされるものを除きます。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

② お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

(2) 上記(1) ①イに規定する課税未成年者口座への移管並びに上記(1) ①ロ及び②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

① お客さまが当行に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、上記(1) ①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。以下同じ。)を開設している場合(ただし下記②または④の場合を除きます。) 特定口座への移管

② お客さまが当行に特定口座を開設しているが、5年経過日の属する年の当行所定の日までに租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項に規定する必要事項を記載した「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 一般口座への移管

③ お客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

④ 上記①から③に掲げる場合以外の場合 法令等の定めるところに従い当行所定の方法による取扱い

8. (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下「上場等廃止事由」という。)による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと

② 当該上場株式等の上記6. に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号および16. ②において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による

譲渡

- ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り、）による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡
 - ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡
- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび上記②に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」という。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること

9.（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）

上記7. 若しくは上記8. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

10.（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限り、）があった場合には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

11.（出国時の取扱い）

- (1) お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。
- (2) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- (3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

1 2. (課税未成年者口座の設定)

課税未成年者口座（お客さまが当行に開設している特定口座、預金口座またはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この規定に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、本1 2. に規定する預金口座については、当行所定の預金規定を適用するものとします。ただし、この規定の内容と当行所定の預金規定の内容とが異なる場合は、この規定が優先します。

1 3. (課税管理勘定における処理)

課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第3 7条の1 1第2項に規定する上場株式等をいいます。以下1 4. から1 6. および1 8. において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第3 7条の1 1の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託または預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等または預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託または預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

1 4. (譲渡の方法)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第3 7条の1 1の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行への売付の委託による方法、解約の申込もしくは償還による金銭等の交付が当行を経由して行われる方法、または諸法令の定めに従った当行所定の方法のいずれかの方法により行います。ただし、当行において当該譲渡の手続を受付けられない場合があります。

1 5. (課税管理勘定での管理)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

1 6. (課税管理勘定の金銭等の管理)

課税未成年者口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年1 2月3 1日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の上記1 4. に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと
 - イ 租税特別措置法第3 7条の1 0第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
 - ロ 租税特別措置法第3 7条の1 1第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡

ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡

ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡

③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

17.（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）

上記15.若しくは上記16.に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

18.（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）

（1）お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

（2）上記（1）の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

19.（出国時の取扱い）

お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この規定の第3章（上記14.および18.を除きます。）の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

20.（課税未成年者口座への入出金処理）

（1）お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金はお客さま名義の当行預金口座から入金する方法によることといたします。

なお、お客さまには、上記12.に定める課税未成年者口座の開設に当たり、同条に定めるお客さま名義の預金口座のほか、前段に定める入金のためのお客さま名義の当行預金口座を開設していただきます。

（2）お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下本20.において「出金等」という。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

① お客さま名義の預金口座への出金

② お客さま名義の当行投資信託口座への移管

（3）上記（2）各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。

（4）お客さまの法定代理人が上記（2）各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。

- (5) 上記(4)に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭または証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。
- (6) お客さま本人が上記(2)②に定める出金等を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意(同意書の提出を含みます。)が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

2 1. (代理人による取引の届出)

- (1) お客さまの代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。
- (2) お客さまが上記(1)により届出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
- (3) お客さまの法定代理人以外の者が上記(1)の代理人となる場合には、上記(1)の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客さまの祖父母に限ることとします。

2 2. (法定代理人の変更)

お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

2 3. (取引残高の通知)

お客さまが15歳に達した場合には、当行は未成年者口座および課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。

2 4. (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

- (1) お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託または当行が行う有価証券の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、特定口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限りです。))。
- (2) お客さまが未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申し出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

2 5. (基準年以降の手続き等)

基準年に達した場合には、当行はお客さま本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

2 6. (非課税口座のみなし開設)

- (1) 2017年から2023年までの各年(その年の1月1日においてお客さまが20歳である年に限りです。)の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口

座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

- (2) 上記(1)の場合には、お客さまがその年の1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

27. (本契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに上記11.の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客さまが出国の日の前日までに上記11.の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日までに「未成年口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日の翌日
- ⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日
- ⑦ お客さまがこの規定に違反したとき 当行の定める日
- ⑧ やむをえない事由により当行が解約を申し出たとき 当行の定める日

28. (準拠法、合意管轄)

(1) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)の準拠法は、日本法とします。

(2) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

29. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 上記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

【附則】

成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で「19歳」、「20歳」である者は同日に「18歳」を迎えたものとみなされます。

以 上

実施日：2020年12月21日

VIII. 投信積立規定

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、お客さまと株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）との間の投信積立に関する取扱いを定めたものです。なお、投信積立とは、当行がお客さまのために、お客さまが当行に提出した当行所定の申込書（以下「投信積立申込書」という。）によりあらかじめ指定した買付けるべき投資信託（以下「指定投資信託」という。）を、あらかじめ指定した毎月到来する日（各々以下「購入申込日」という。ただし、当該日が営業日以外の日に該当する場合は翌営業日を当該月の「購入申込日」とします。）および金額（以下「毎月購入金額」という。）にて自動的に買付けるにあたり、指定投資信託の委託会社（以下「投資信託委託会社」という。）に対して、その買付の取次を行う取引をいいます。
- (2) この規定に別段の定めがないときには、指定投資信託の投資信託約款、目論見書および当行の「投信総合取引規定」（以下「投信総合取引規定」という。）、当行の「累積投資規定」等に従って取り扱います。なお、この規定において定義のない用語で、投信総合取引規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

2. (申込)

お客さまは、当行所定の手続に従って「投信積立申込書」を当行に提出することにより投信積立の申込を行うものとします。お客さまは、投信積立申込書に指定預金口座の口座番号、指定投資信託の銘柄名、購入申込日、増額月、毎月購入金額、増額月の上乗せ金額その他の所定事項をご記入、または投信積立申込書等に印字された必要事項をご確認の上、「投信総合取引規定」第1章4.（1）に定める届出の印章（または署名）により記名押印され、これを「投信総合取引規定」第1章3.（2）に定める取引店（以下「取引店」という。）に提出することによって積立投信を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り投信積立を開始することができます。

3. (金銭の払込・引落し)

- (1) お客さまは、毎月購入金額（増額月においては増額月の上乗せ金額を加えた金額）および当行所定の手料の合計額（各々以下「買付代金額」という。）を、当行所定の日（以下「引落日」という。）に、払込むものとし、当行は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、お客さまから当座小切手の振出しまたは通帳および払戻請求書の提出を頂かずに、買付代金額につき指定預金口座からの自動引落しによる方法で引落しを行い、その払込に充当することができるものとします。
- (2) 上記（1）の引落しによる払込は、上記2. に定めるお客さまの投信積立申込に対する当行の承諾および当該引落しに必要となる当行所定の手続等の完了後に初めて到来する引落日から開始します。
- (3) 同日に数件の引落しを行う場合において、その総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれかを引落すかは当行の任意とします。また、当座勘定規定に基づく手形、小切手等による支払ならびに普通預金規定に基づく普通預金通帳および払戻請求書による支払との関係においても同様とします。

4. (購入申込方法、時期および価額)

- (1) 当行は、当行が別に定める場合を除き、上記2. に定める投信積立の申込および上記3. の買付代金額全額の金銭の払込があったとき（ただし、投信積立の申込については、当該申込後の初回の購入に限り必要となります。）に、遅滞なく指定投資信託の購入申込を投資信託委託会社に取り次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営

業日以後に取次の手続を行うことがあります。引落日当日において、指定預金口座の残高が買付代金額に満たない場合は、自動引落しは行なわれず、当該引落日の属する月における指定投資信託の受益権等の投資信託委託会社への取次は行われないものとします。この場合、当該取次が行われなかったことを、当行からお客さまへ通知しません。

(2) 当行は、各指定投資信託の商品ごとに定める代金を当行所定の時期にお客さまに代わって、投資信託委託会社に支払います。

(3) 購入申込の内容が確定する当行所定の日（以下「確定日」という。）までに当行が承諾した投信積立のお申込については、当該確定日直後の購入申込日から購入します。確定日の翌営業日以降に承諾した投信積立のお申込については、当該確定日の翌月の購入申込日から購入を行います。その場合、当該確定日直後の購入申込日に購入を行わなかったことについて特段の通知はいたしません。

5. (投信積立の変更)

(1) お客さまは、投信積立の内容のうち当行所定の事項を変更する場合、当行所定の手続に従って「変更申込書」に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、当行に提出することにより変更の申込を行うものとします。

(2) 確定日までに「変更申込書」を提出し、当行が承諾した場合、当該確定日直後に到来する購入申込日に係る投信積立分より変更します。

(3) 上記（1）に定める当行所定の事項以外の一部の事項について変更する場合、既存の投信積立を終了した上で新たに申込をする必要があります。

6. (残高の通知)

投信積立による指定投資信託の受益権等の残高の通知に関しては、四半期ごとの取引残高報告書で行います。なお、購入の都度の報告は行いません。

7. (投信積立の解約)

(1) 投信積立は、当行所定の方法によるお客さまからのお申し出により解約することができます。解約するときには、投信積立申込書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して取引店にご提出ください。「投信総合取引規定」第8章59.（1）によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないとともに同様とします。届出の印章を失った場合の解約は、このほか「投信総合取引規定」第8章62. に準じて取り扱います。

(2) 上記（1）に定める解約に該当する場合でも、別途定めるところを除き、受益権等の換金を行いません。

(3) 確定日までに「終了申込書」を提出し、当行が承諾した場合、当該確定日直後以降の引落しは行わず当月以降の購入取次は行いません。

(4) 投信積立は、上記（1）によるお客さまからの終了のお申し出の他、「投信総合取引規定」第6章52.

（2）および第8章60.（2）の定めに従って当行が解約すべきものとして判断した場合にも解約することができます。その場合、受益権等については換金します。

8. (規定の変更)

(1) この規定の条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 上記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

9. (準拠法、合意管轄)

(1) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)の準拠法は、日本法とします。

(2) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

実施日：2020年3月16日

指定端末による投資信託取引特約

1. (本特約の適用範囲)

- (1) 本特約は、当行が所有、管理等する電子計算機の端末（パソコン、タブレット等を指し、以下「指定端末」という。）を利用し、投資信託取引を行うお客さま（以下「お客さま」といいます。）との取引に適用されます。
- (2) 本特約に別段の定めがないときには、投資信託約款、目論見書および当行の「投資信託取引関連規定」（以下「投資信託取引関連規定」という。）等に従って取り扱います。なお、本特約において定義のない用語で投資信託取引関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

2. (取扱範囲)

当行が指定端末による投資信託取引で取り扱う取引の範囲は、当行が別途定めるものとします。

3. (取扱商品)

お客さまが指定端末を利用してお取引できる投資信託受益権は、当行が別途定めるもの（以下「取扱商品」という。）とします。

4. (指定端末による投資信託取引の申込方法)

お客さまが、指定端末による投資信託取引を行うときは、指定端末に表示された取引内容および確認事項を確認のうえ、指定端末の画面（パネル）上にご署名（以下「電子サイン」という。）をいただきます。当行は、電子サインをいただくことをもってお客さまの申込の意思確認とします。

5. (本人確認等)

- (1) お客さまが、指定端末による投資信託取引を行うときは、お取引の都度、本人確認資料（運転免許証、保険証その他当行が定める確認書類等）をご提示いただきます。当行は、お客さまにあらかじめお届けいただいた氏名、生年月日、住所と本人確認資料の一致をもって、投信総合取引を行う名義人本人とみなします。
- (2) 上記（1）の本人確認を相当の注意をもって行い、本人に相違ないものと認めて投資信託取引に関する取扱いを行った場合には、投資信託口座名義人本人でなかったとき、電子サイン、本人確認書類等につき偽造・変造があったとき、またはその他の事故があったときでも、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 上記（1）の本人確認を相当の注意をもって行い、本人の確認ができないものと認めて投資信託取引に関する取扱いを行わなかった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

6. (お支払方法)

指定端末による投資信託取引におけるお客さまのお支払いについては、投資信託取引関連規定の定めに従い、指定預金口座から自動引き落としの方法にて引き落としの上充当させていただきます。

7. (特約の変更)

この特約の変更については、投信総合取引規定第8章76.の定めに従って行うものとします。

8. (準拠法・合意管轄)

- (1) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）の準拠法は、日本法とします。

(2) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

実施日：2020年3月16日